

一九七四年に施行されましたこの大店法、以来およそ十七年が経過をしているわけでございまます。中小企業の企業主の事業の機会確保、そして消費者利益の保護を目的とするというこの法案の中で、消費者、中小売業者そして大企業者ひとしく権利を守り、自由な商業活動がなされてきたかをまた今問い合わせておるというふうに考えられるわけでございます。

今、法案の改正の目的は、流通の近代化、合理化を目指すものとして、先ほども申し上げましたようにその内容の一つとして大きなものに消費者の利益の保護があるわけでございます。経済環境の変化に伴いまして消費者意識も大きく変化を生じておりますし、従来よりも幅広として奥行きとともに

大変広げた、消費者の視点に立った眞の消費者指向を目指した取り組みが今必要とされているわけでございます。その消費者利益そして保護という観点にて、一歩進んで、消費者保護をはんじて、

視点に立ちました。もう一度よく論議をされなければならないというふうにも考へておるわけでございます。

○中尾国務大臣　ただいま吉田委員、消費者の立場に立つてどのような問題点なのか、すなわち消費生活の質の向上に対してはどのような、ある意味における貢献度を持つものなのか、こういうような御質問と受けとめたわけでございますが、御審議をいただいております大店法改正そのものは、関連五法案を提案した背景といたしましては、多様化する消費者ニーズ等流通産業を取り巻く環境変化に対応しまして、流通産業においてなお一層の近代化あるいは合理化が推進されることを期待しているわけでありますのは御指摘のとおりかと思います。

すなわち、大店法改正によりまして大型店の出店調整処理の円滑化が図られるということに伴いまして、小売商業間の競争条件の整備が促進され

まして、多様化する消費者ニーズにこたえられますが、小売商業の十分な業態展開あるいはまた地域的展開というものが図られることが期待されるものでございます。また、それらとともに、価格面あるいは品質面という面におきましても合理化が一層推進することが期待されているところでござります。

さらにはまた、魅力ある商店街あるいはまた商業集積づくりと申しますが、商業集積の整備を促進することによりまして流通産業においても消費者、生活者の求める街づくりへ積極的に貢献していくことが期待されているところでござります。

以上を通じまして、今般の施策の展開が流通の一層の近代化、合理化に寄与しまして消費生活の質の向上に貢献するものと考えておるものでございます。

卷之三

質の向上に支障を来さないかなどというふうな疑問があるわけでございます。消費者の利益といふのは一体何をもつてお考えになつておられるの

か、「そのところをお伺いをしたいと思います」
○坂本(吉)政府委員 消費者の利益と申しますと
まず何と申しましても購入する物品の値段が安い
て、かつ、品質のいいものであるということが基
本的なところでござりますけれども、そのほかに
昨今の消費者の意識といふものはさらに多様化を
いたしておりますし、また、個性化といふやうな事
とともに指摘されておるわけでございまして、私共
も、その選択の多様性というのも最近の時点に
おいて消費者にとって大変大切な要素になりつつ
あるんじゃないかというふうに考えておるところ
でございます。

そのほか、十分な情報が提供されてることとか、あるいは利便性でございますとか、もうもと

の要素がすべて消費者の利益というものに関係してまいりると思いますけれども、当面の商業政策の問題としては、以上の三点を我々は重視いたして

おるとくらやうあります

○吉田(和)委員 この法案の改正では、消費者にどのような面で配慮がなされましたでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 法案の改正で直接的な部分でございますけれども、私ども今回大型店の出店でございておられますでしょうか。

ましては、消費生活のそれぞれの側面に即しまして私どもとしていろいろ措置を講じてまいったたたけでございます。

調整に当たつて大規模小売店舗審議会というのを中心的役割を果たすものとして位置づけておるわけでございますが、従来この大規模小売店舗審議会には消費者の声が直接必ずしも反映され

るメカニズムにはなつておりませんでしたので、今回法案を改正いたしまして大店審が調査審議を行ふに当たりまして必ず地元の消費者の意見を聴取するということを義務づけた点が消費者利益というものをこの商業調整に反映させる直接的な部分とまず考えておるわけでございます。
それから、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、今回の出店調整手続というものを迅速化し、また、明確化することによりまして大型店に対する出店の予測可能性というものを高めるところによりまして大型店の出店を従来よりは透明性の高いものにする、そのことによりまして、従来

場所によりましては消費者の利益を必ずしも重視しないで、大型店の出店というものをただそれだけで反対するというような機運があつたわけでござりますけれども、そういうことをできるだけ公正でかつ消費者の立場に立った大型店の出店といつたようなものが容易化するように考え、全体として私ども、新しい消費者の利益に沿い得るものと考えておるところでございます。

○吉田(和)委員 この大店法の法以前にお伺いをしたいことがござります。

いてこれまでどのような取り組みがなされてきて
いるか伺いたいわけでございます。

例えば、消費者に対する情報提供として消費者に対する教育の場としてどういうふうな行政の役割を果してきたか、それから品物の品質の管理の

たいわけでもございまさ

組みを少し伺わせていい

その側面に即しまして置を講じてまいつたわ

のように、消費者に対し
な情報を提供するといふ
おきましては日本消費者
としていろいろな消費生

の提供といふものに叶ひません。

全般の基準の徹底を図ります。また、先ほど申しましたように、いろいろな品目おるところでございま

ことは、原則として私ども製品及びサービスはこれを持っていますけれどもござりますけれども、行政指導というような性格の適正化に努めねばなりません。全体として、すべての消費生活に關係をいたしまして、通産省の範囲におきましても、私ども常に

してその品質を表示さり
て諸般の施策を講じて

が日常いる地域の中でも
東が今求められている。

だろうと考えております

具体的にお伺いしたいわけでございますが、今販売士だと栄養士の皆さんそれから消費生活アドバイザーなど、多くの方が活動しておられると思ひますけれども、むしろ大企業の皆さんは企業内でそういう人たちを雇用するというか活動させる力をお持ちでございますけれども、中小の企業、小売の業種の皆さんがそういう方を抱えて消費者のニーズをとらえるとか商品に対する動向をとらえるとかということがなかなか難しいと私は思つわけでございます。そういう意味で、中小に消費生活アドバイザーなどを、活躍されるところに对する行政での支援というものが何かできないでしようか。

○坂本(吉)政府委員 突然のお尋ねでござりますので、消費生活アドバイザーが中小企業に対しても、どのような支援をしているかという点について、ちょっと手元に資料がございませんけれども、御指摘のように消費生活アドバイザーというのは企業に対する支援と申しますよりはどちらかといえども、少しもろ消費者に対する支援でございます。

また、直ちにそういうアドバイザーあるいは栄養士といったような国の制度ではないのでございりますけれども、むしろ中小の小売商にとりましてこれから一番大切だと思いますことは、消費の流れ、消費のポイントというものを早くつかむことによりまして消費者が一体どういったものを見つめているかを、早くノーアウをつかみ、店舗の改装その他に努力をするということも、また中小小売商が消費者に貢献し得る道ではないかと思います。そういう意味では、経営の指導の問題でございますとかあるいは各種の情報提供を中小の小売商にさらに充実するというようなことを通じて中小小売商のポテンシャルを上げていくことが結局は消費者のニーズに的確に対応することになり、翻つて消費者利益を中小小売商を通じて実現していくというようなことが考えられるのではないかと思つておるところでございます。

○吉田(和)委員 それと同時に、大規模店舗の出

店の際ではなくて、もう少し消費者と小売業者として所管の省庁などの日ごろから懇談という機会が必要だと私は考へているわけでござります。私自身も、たびたびではございませんが、行政方が主催するそういう会合に出たことがございますが、日常的に行われていないがために両者集まつても戸惑つてどういうことをどういうふうに目標を立てて話し合えばいいかというのができておりませんで、これはやはり日常的にきちんとした機会として設置する必要があるなどというふうに考そえているわけでございますが、その件に関しましてはどういう御意見がございましょうか。

くということは、私ども行政の立場におきまして

も大変大切なことであると考えておるところでござります。とりわけ経済の実態が從来よりは一層こうに移つておりますし、通産省としてもそういうふうに目に目を向けてまいつたわけでござります。そういう観点から、私どもも消費者懇談会を開催することによりまして、消費者からの生の声を聞くということを中心として私も行政サイド、それから消費者の代表として消費者団体の皆様方による意見を伺う機会を私の記憶でございますが、四半期に一度くらいは開催することによりまして、消費者の声を聞くことを聞くということを中心において行っております。また、各地方におきましても、地方通産局において同様の組織を設けることによりまして消費者の声を聞くということに努めておるところでございます。

○吉田(和)委員 欧米の先進国との比較におきましても消費者の政策がおくれているのではないかというふうに思われるわけでござります。この機会に、大変いい機会でございますので、その点について力を入れて強化をしていくってほしいと考えるわけでございます。

現在、消費者、私たち、地域の中で消費上、生活上の情報としましては、新聞等の報道、そしてテ

レビコマーシャル、それから企業の提供する情報、

雑誌等のたぐいから情報を得ておられるわけでござい

そういう意味で、私たちの大事な情報源でもある中小小売業者というふうに考えるわけでござりますが、それら民間に大きく頼り過ぎるのではないくて、行政としてやはり消費者政策を大きくバツアップするというふうな取り組み、政策の、やはり少しは立ちおくれているという観点からでございますが、そういうふうにトータルに申し上げ

まして、もう一回そこの点につきましてどういうふうにお考えになつておられるか、現状を見ておられるか、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘のように、特に生鮮食料品というような販売につきましては、対面販売といつもの持つ意味というのは委員御指摘のような大まきめ細やかな点も含めて、中小売業者が果たしている役割というのは大変大きいと存じます。大型店というのはそういう対面販売を旨といいたしておりませんので、消費者に提供するサービスの種類というのはおのずから異なる形態にならざるを得ないのではないかというふうに思ひます。

いずれにせよ、消費者みずからが消費する物品やサービスにつきまして正しい知識を持ち、安全で快適な消費生活を送り得る基礎というものの中心

には、商品や物品に関する情報が正確に、かつで

きるだけ多い機会に伝わるということが重要なことであると思うわけでございます。通産省におましても、平成三年度の政策いたしまして、ゆとりと豊かさのある生活というものを第一の政策目標に掲げまして、流通面及び消費面における施策を抜本的に充実をしたいというふうに、政策の順序、順位を申しますが、消費生活の充実といふものに大変高い順位を与えて推進してまいろう、こういうふうに決意をいたしているところであります。今後とも委員御指摘のように、消費者の利益というものがさまざまな側面から実現できるよう努めまいりたい、かように考えております。

○吉田(和)委員 何度も申し上げるわけですが、い

ますが、消費者は商業者を単に物品販売者といふうに思っていないわけでございます。生活があつて、地域の中の人と人との、消費者と販売をしている人たちとの人間関係が生まれて初めて街ができるよう、住みやすい街づくりを進める、そしてその地域の文化を高めるいいパートナーだというふうにも考えているわけでございます。大変重要な中核を担つて、中小商業者に対する施策は大切であるというふうに消費者としても考えておられるわけでございます。

次に、中小の商業者に対する施策について幾つかお伺いをしたいと思います。

我が国の中小企業の割合、事業数からいえば九四%、そして小売業の実態では、昭和六十三年の通産省の商業統計速報では、従業員十人未満の小売業は九三・三%を占めるというふうになつております。中小企業の基盤が揺らげば国民生活の基盤が揺らぐと言つても過言ではないというふうに思われるわけでございます。大規模店舗の開発、出店の規制を急激に緩めることになつては小売業者のほとんどに打撃を与えるというふうになると考えるわけでございまが、このことについてはいかなる対応をとられていくか、最初に伺いたいと思います。

○高橋(達)政府委員 ただいま委員から御指摘二

ざいましたように、日本の小売業の中ではほとんどが中小小売商業であるわけでございまして、今回の大店法の改正によりまして、私どもが実際にいろいろアンケートなどをとつてみましても、かなり影響が出るというふうに答えている人が多いわけでございます。

る情報機器の利用の状況なんですが、資金面でとか人材面の制約がございまして、まだまだ対応がおくれているという状況でございます。

○高橋(連政府委員) 人手不足問題は日本経済にとって現下の最大の課題になっているわけでござりますが、特に中小企業の場合には、大企業に比べまして職場環境の問題あるいは福利厚生施設の問題等多々見えて各差のあることは否めない、部子いたします。

援を強力に投入するという形での法律をただいま御提案申し上げておるわけでございます。この法案が成立をさせていただきました暁には、その法

まことに、そのほかにも寺豆などにつきましては、
法律を中心に福利厚生施設あるいは職場環境等の面
で改善をし、労働力を確保していくことが大事で
あろうかと思つております。

アドバイザー」という方々を中小企業事業団に登録することによりましていろいろな指導をしていくこう、中小企業事業団に登録いたしますのは特に商業の関係のアドバイザーでございますが、そのほかにもいろいろな制度、都道府県などの制度なども利用いたしましてそういった指導を実施し、商店街振興組合あるいは事業協同組合、全体の組合ぐるみの労働環境改善のための調査事業への支

援もしていいこうと考えております。
〔額賀委員長代理退席、委員長着席〕

指摘されてい るわけでござります。

私の地元商店街の皆さんで「一代目の方たちが集まりまして、何とか商店街の活性化を図りたい」というふうな相談いろいろなところでなされているわけでございます。例えば具体的に今どうしているかといいますと、建設業者の皆さんといきなり御相談をされていて、横に長い商店街を縦に集合体としてつくつていらっしゃるというふうな考え方で計画を進めておられるわけでございます。ますそ

ういうときに、そういう皆さんが具体的にどういうところに相談にいったらこれからさまざまなお困りごとが具体的に受けることができるのか、アイデアをもらえるのか、そして自分たちの商店街だけではなくて、都市計画の一環としてその人たちが物を考えるというふうなグローバルな考え方も持て

○吉田(和)委員 中小の皆さんで今お困りになつていらつしやることは、やはり情報面での大企業との立ちおくれ、そして人手不足による、人が集まらない、労働力が確保できないということで悩んでいらっしゃるところが大変多いと聞いています。わけでございます。今回のこれらの法案の中で情報面で何か支援策はとれないか、情報面での支援策がございましたら伺いたいと思います。

○江崎政府委員 この情報機器の急速な発展とか普及あるいは消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化ということを背景にいたしまして、中小売業における経営の合理化の有力な手段というふとで、情報機器の利用の必要性は大変高まつてしまっているわけでございます。中小型商業者におけ

向けの金融機関によりまして低利の融資を用意しております。これらを活用いたしまして積極的に中小企業の情報化を支援していきたいと思っております。

○吉田(和)委員 現行の労働力の需給システムは的確に行われているかというふうな疑問があります。中小企業に人材が集まるかどうか、企業のすなはち活動の部分では大企業と中小に大きな格差があるのではないかというふうに考えます。公的な職業紹介でもっと中小が利用しやすくて人材が集まるような強化がなされるべきではないかといふ意見にも考えるわけでございますが、中小企業庁として、この労働力の現在の需給システム、そしてどういうところにどういうふうな力を入れよう

るような、そういうためには、まず地域の皆さん
が一体どこにどういうふうに御相談にいければいい
のか、そのところから入っていきたいと思います。
お答えをいただきます。

○棚橋政府委員 お答えいたします。

吉田先生御指摘の、いろいろな商店街の活性化
のためのやり方として幾つかのパターンがあると
思いますが、例えば既成の、既往の商店街がそこ
の場所で抜本的に商店街を開発する場合、これ
は小売商業振興法の改正法案としていろいろの助
成策を御提案しているわけでございますし、それ
からもう一つは、特定商業集積法に基づくバター
ンとしましては、大規模店舗と一緒にになって魅力
のある商店街を大がかりにつくっていくという
場合、あるいはまた特定商業集積法のもう一つの
パターンとして、大型店と一緒にではないが一つの
新しい地域開発、街づくりとして商店街が集まつ
てやつていこうと、いろいろなパターンがあるわ
けでございます。

私ども、今この関係法二法を大店法の改正案と

一緒に御提案申し上げておりますが、具体的に今
委員御指摘のようなどこへいっただいろいろの街
づくりについてまず発想から御相談ができるかと
いうことにつきましては、いろいろなやり方があ
ろうかと思いませんけれども、私どもこの特定商業
集積法あるいは改正小売商業振興法案の成立後
できるだけ全国的に、市町村、都道府県などの地
方自治体と御協力をし、あるいは中小企業の関係
団体にもいろいろ御説明の機会をつくり、さらに
はこういう法律案に盛られた施策についての具体
的な内容についてパンフレット等を作成して、そ
れを御提示するというところで、できるだけ全国
広く私どもの考え方をお示しし、御相談に乗りた
いと考えております。

また、手前みそですが、通産省の体制としまし
ては、通産省本省の産政局、産業政策局に流通産
業課という課がございますが、これは仮称でござ
いませんけれども、そこに商業集積推進室、あるい
は中小企業庁にもそれを担当する室を設けまし

るよろしく、そういう場合には、まず地域の皆さん
が一体どこにどういうふうに御相談にいければいい
のか、そのところから入っていきたいと思いま
す。

なお、これらにつきましては、それぞれ建設省
の自治省の地方部局とも緊密な連携体制をつくりま
して、情報の提供等については連携を期して
いきたいと考えておるところでございます。

○吉田(和)委員 具体的に助成策としては、通産
省としてはどういうふうな助成策を考えております
ますでしょ。

○棚橋政府委員 まず特定商業集積法に盛られて
おります助成策としましては、大きく分けまして
二つございまして、一つは、これが単に物の売り
買いの場所などではなくて、吉田委員も御指
摘のように、魅力のある街づくり、消費者ニーズ
にこたえた街づくりを形成していく中で小売商業
等の振興を図っていくという構想でございますの
で、まず商業施設そのものについては、中小企業
の方々に例えば中小企業事業団から無利子融資を
八〇%行うとか、それによって自己資金は二〇%
で済むというような手厚い助成を考えております
し、それを支援する施設、例えば最近一番重要な
駐車場とかあるいは荷集めの集荷場あるいはイベ
ントホール、コミニティーホール等の、地域住
民等が、消費者がそこに集まっているの消費
者利便を享受するというような施設も整備してい
く。それについては、商業基盤施設としまして中
小企業の方々には補助金として国と地方から合
せて五〇%、残りの五〇%の八割、つまり全体の
四〇%については中小企業事業団から無利子融資

を行なうということで、この場合には自己資金は一
〇%という非常に低い率で済むというようなこと
も考えておりまし、さらに民活法の対象施設に
ついても補助金あるいは事業団からの無利子融資
を八〇%近く考えておる、こういうことでいろいろ
の融資、補助金を考えておりますほか、税制上
も特別償却あるいはいろいろの地方の税の軽減等
について、これも自治省と御相談をしながら対応
を考えているところでございます。

○吉田(和)委員 特に消費者への視点というの

はあります市町村が作成することとして街づくり

に取り組むこととしたとしております。そして、そ

れは都市計画と調和が保たれているとともに、市

町村が議会の議決を経て定める市町村の基本構想

に即したものでなければならないといたしている

ところでございます。

特定商業集積は公共施設と一体に整備されるも

のであることから、私どもいたしましても地方

公共団体が大変重要な役割を担うことになろうと

考へているところでございまして、このようないこ

とから、自治省といたしましても、地方公共団体

の総合的な施策を支援する立場から通産省及び建

設省と連携を図りつつ、地方公共団体が商店街の

振興整備に対し果たす役割に対して積極的に支

援をしてまいる所存でございまます。

○松本説明員 お答え申します。

○吉田(和)委員 次に、自治省にお伺いをしたい

と思います。

街づくりは基本的には自治体が中心となつて

やつていかなければならぬわけでござります

が、自治省としては基本姿勢としてはどういうふ

うにお考へになつておられますでしょうか。

○松本説明員 お答え申します。

御指摘のとおり、自治省といたしましても、街

づくり、商店街の振興というのは、ただいま委員

申されましたように街づくりの視点が必要である

と考えているところでございます。したがいまし

て、特定商業集積法におきましては、商業振興と

あわせまして良好な都市環境の形成を図ることと

して、そのための基本構想を地域の総合行政主体

のために実施されますソフト事業、すなわち消費

者に好まれるような魅力ある商店街をつくるといふような事業のうち建設事業でないものでござりますけれども、そういうものについても交付税措置で対応するとか、あるいは単独で実施いたします。今度は建設事業でございますけれども、公共施設の整備事業等につきましては、地域総合整備事業債を活用した措置などによりまして積極的に支援をしてまいりたいとございます。

○吉田(和)委員 公共インフラ整備というものが大変重要になってくると思われます。駐車場の設置などが大変問題になっているわけでございますが、道路そして下水道、公園などどのような支援策を行つていかれるお考えか、建設省にお伺いをいたします。

○内藤(勲)政府委員 商店街の活性化のために個々の店舗等の商業集積の整備ということだけでは足りませんで、街づくりの観点から関連公共事業が必要だということは委員のおっしゃるとおりだと思います。

具体には、建設省いたしましては、この法律に基づきまして市町村が策定する基本構想ができると、それに従いまして道路、街路、公園などの公共事業の推進を図つてまいりますし、さらに広域な面開発いたしましては各種再開発事業、場合によつては区画整理事業などの手法も講じていいく必要があろうかと思っております。これは從来の公共事業の延長ではございませんけれども、商店街活性化のために特に重点的に行つてまいります。

さらに平成三年度からは駐車場対策いたしまして、従来の制度に加え、商店街におきまして商業者等が共同して設置する駐車場に対する新規の補助制度あるいは道路管理者みずからが公共事業として駐車場をつくるよつたものを新しく補助制度とする、そういう制度を平成三年度からの事業地域振興整備事業という事業を起こしまして各種の補助事業を行つていきました。

以上でございます。

○吉田(和)委員 先ほど平成三年度の新規事業を主としてお話しいたしましたけれども、商店街の活性化、特定商業集積の整備事業、これはかなり年数のかかるものがあろうかと思います。それはその地域の範囲にもよりますし、その地域の位置がされている状況にもよつていろいろかと思いますが、かなり年数のかかる事業もあるうかと思ひます。各種の再開発事業を含むという話になりまますと、五年とか十年くらいかかる事業も当然出でます。そういうことで、年数のかかる事業につきましてはその年数の対応が必要でございますし、関連する公共事業につきましてもかなりの年数をかけてやつていく必要があろうかと思つております。

○吉田(和)委員 本当にやる気のある商店主、具体的な情報支援策を今現場では求めているわけでございますので、対応できる、本当に利用しやすいものをぜひ積極的に支援を行つてほしいといふに考えております。

今度の大店法の問題、まあ日米構造協議の中での要求といつてもう一つお伺いをしておきます。

日本の輸入品の取り扱いの現状と輸入特例の目録といつては約一兆五千億円でございまして、大手と中小に分けまして現状を御説明申し上げますと、大手小売業は、主要百貨店及びチェーンストアといつては約一兆五千億円でございまして、売上高全体の一五%弱を占めているようでござります。大手小売業は近年、みずから仕様書を発注したりいたしまして開発輸入を行いますとか、あるいはいわゆる輸入総代理店を通さない並行輸入といったようなことで、大変輸入に積極的に取り組んできた結果であろうかと存じます。

一方、中小小売業者の売上高の輸入品販売の実績につきましては、私どもの手元には平成二年度の中小企業白書の実態調査というのがあるわけでございますが、中小小売業におきましても輸入は大変努力いたしておられるわけですが、現在なお、その取り扱いのないのが約半分、また全体の充り上げのうち一〇%未満というのが約四割でございます。また、一〇%以上三〇%未満を扱つているという中小小売業は、一〇%をちょっと超えたところにございます。さらに、輸入品の取扱量が多い三〇%以上になりますと、少し

きまして、昭和六十三年十二月の規制緩和推進要綱、平成元年六月の九〇年代流通ビジョン、昨年の産業構造審議会、中小企業政策審議会合同会議答申等に示されておるところでございます。具体的には、第一には消費者利益への十分な配慮が必要である。第二点といつてしましては、手続の迅速性、明確性、透明性の確保が必要である。第三には輸入拡大の国際的要請への配慮、といった内外の要請にこたえていくものでございます。

以上でございます。

○吉田(和)委員 それではもう一つお伺いをしておきます。

日本の輸入品の取り扱いの現状と輸入特例の目録といつては約一兆五千億円でございまして、依然として輸入の拡大を図るということが国民的であります。そこで、輸入品の取り扱いといふだけますでしようか。

○坂本(吉)政府委員 ただいまお尋ねの我が国的小売業の輸入品取り扱いの現状につきまして、大手と中小に分けまして現状を御説明申し上げますと、大手小売業は、主要百貨店及びチェーンストアといつては約一兆五千億円でございまして、売上高全体の一五%弱を占めているようでござります。大手小売業は近年、みずから仕様書を発注したりいたしまして開発輸入を行いますとか、あるいはいわゆる輸入総代理店を通さない並行輸入といったようなことで、大変輸入に積極的に取り組んできた結果であろうかと存じます。

都市計画法第十四条第五号で、国の助成を受けねば市街化調整区域の開発許可がされることになります。その実態は、助成を受けるのが難しい事態である。したがつて、運用でもつて活性化資金の果実を利用する場合でも対象となるようになります。その実態は、助成を受けるのが難しい事態である。したがつて、運用でもつて活性化資金の果実を利用する場合でも対象となるようになります。

○内藤(勲)政府委員 市街化調整区域におきます商店街といいますか、商業集積の立地の問題でございますが、まず市街化調整区域は、もう委員も御承知のとおり線引きを行つて、市街化調整区域におきましてはスプロールの防止を図るという観点からかなり抑制的に運用していくということでござります。したがつて、都市計画法上も、市街化

少くなりまして、全体の五%程度であろうかと存じます。

いずれにせよ、今後我が国の消費者の生活といふものをさらに豊かにいたしますためには、国産品、輸入品を問わず消費者の選択の幅が広がるということが大変大事なことであろうかと思つておりまして、その後とも輸入品の取り扱いというものを含めて、今後とも輸入品の取り扱いといふふやしてもらいたいというふうに私ども考えておるところでございます。

今回御提案申しております法律の一つに輸入特例法というのがござりますけれども、これも我が国との経済関係、そういうものを踏まえますと、依然として輸入の拡大を図るということが国民的課題であり、消費者対策の一助にもなるというふうに考えまして、大型店の出店の調整の仕組みの中におきまして、輸入品専門売場といふのを特別に設けます場合には一定の規模、千平米でござりますけれども、これまで調整の手続を不要にするという仕組みを考えているところでございます。

○吉田(和)委員 最後に、小振法に関連をして質問させていただきたいと思います。

都市計画法第十四条第五号で、市の助成を受けねば市街化調整区域の開発許可がされることになります。その実態は、助成を受けるのが難しい事態である。したがつて、運用でもつて活性化資金の果実を利用する場合でも対象となるようになります。

調整区域で立地できるものにつきましては非常に限定期的な列挙を行つております。その中に、周辺居住者の日常生活に必要な物品の販売店舗などと車両の通行上必要不可欠な沿道サービス施設、ドライブイン、ガソリンスタンドなどですが、そういうものとか、それから今御指摘の三十四条五号の「都道府県が国又は中小企業事業団と一緒に事業の用に供する建築物」ということに限つて認められておりまして、そういうものに該当しない限り立地は抑制するということでございます。

○吉田(和)委員 運用を緩和という点につきまして、お答えいただきたいであります。

○内藤(勲)政府委員 個々の適用は都道府県が中心になって行うことだと思いますが、法律で書いてある具体的な列挙事項を緩和する、そういうことは市街化調整区域というものの性格上できなうと思います。

○吉田(和)委員 ありがとうございました。いろいろな、さまざまな諸情勢で多様化する消費者のニーズに的確にこたえられる、そして、機会均等の開かれた消費政策を目指して今後とも努力していただきたいというふうに考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○奥田委員長 午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後一時二分開議

○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴木久君。

○鈴木(久)委員 私は、大型店舗法の改正問題を中心にお伺いをしてまいりたいと思っております。

今度の法改正の問題については、その背景となつてあるのが日米構造協議のいわゆる意向、大型店の出店抑制緩和、こういったふうなアメリカの

要求に基づいて昨年の五月に規制緩和が行われて、今回それを追認するかのような形での法律改正、さらに二年後の抜本的な見直しをする、こういう一連の流れになつておるわけでございます。

そこで、確認をする意味でお伺いをしたいので、規制緩和をする意味でお伺いをしたいので、規制緩和をするということと、あるいはまた地方政府のいろいろな縛りを解くというふうな要求が強かつたように思うのですね。昨年の五月に規制緩和を行いました。そして今回の法改正というスケジュールになつておるわけでございますけれども、最終的に、いわゆる抜本的見直しというアメリカ側の要求、こういうものについては一体どういう見直しを要求してきたのか、特に廃止といふことを明確に言っておるのかどうかということがあります。同時に、今回の第一段目と言われる法律改正はその最終段階に向かたとういう位置にあるのかということについても、この際明らかにしていただきたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 お尋ねの、大店法の廃止をアメリカ側が言つているかどうかという点でござりますが、その点は構造協議の最終報告書にも出ておりますように、廃止とは言つておりません。この改正法施行後二年内に見直しを行うということを合意いたしたわけでございます。何を見直すかという点につきましては、現在のところ、この法律の施行及び各地方団体における実施状況といふものを評価いたしまして、その上で必要な措置があれば措置を講ずる、こういうことを私どもいたしましたが方針といたしているところでございます。

○鈴木(久)委員 どうも、二年後の見直しまで既に今から日程になつてあるということを考えますと、到達点についてはそれなりの考え方といたしておきたいと思います。

○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴木久君。

○鈴木(久)委員 私は、大型店舗法の改正問題を中心にお伺いをしてまいりたいと思っております。

今度の法改正の問題については、その背景となつてあるのが日米構造協議のいわゆる意向、大型店の出店抑制緩和、こういったふうなアメリカの

そして地方公共団体の独自規制というものを抑制するという四点でございます。大店法全体の流れの中で考えますと、全体として法律のいわば手続というものが立脚している中で、行政指導あるいは省令その他でやや法が拡大的に運用されてきたというものを全体として簡素化するという流れの中にあるかと存じます。

第三段階においていかなる措置を講ずるかという点は、現在白紙という状況でございますけれども、全体としては規制緩和の流れの中にあるもの、というふうに考へておる次第でございます。

○鈴木(久)委員 大臣にお伺いしたいのですが、今もお答えいただきましたけれども、廃止といふことは要求してないということです。しかし、この一連の流れを見ますと、二年後の抜本改正といふのはどうも廃止が到達点になつてゐるのではないかというふうな感じを強く受けるのですけれども、この法改正の後二年間いろいろ検討した上で、というお話、何度も繰り返しておりますけれども、アメリカ側との関係から含めてその到達点というのをどのように今の時点で考えていらっしゃるのか、改めて確認の意味を含めて大臣からお答えいただきたいと思います。

○中尾国務大臣 政府が提出しております大店法改正法案附則第二条といいますのは、改正法の規定及び実施状況について改正法施行後の二年内に検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めたものである、こうなつております。この必要な措置の方針あるいは内容につきましては、施行後二年内に検討を加えました結果判断されるものであります。現段階においてはその点については何ら決まっておらないと申し上げておきたいと思います。

○鈴木(久)委員 どうも、二年後の見直しまで既に今から日程になつてあるということを考えますと、到達点についてはそれなりの考え方といたしておきたいと思います。

すべて大店法の調整権限というものを都道府県にゆだねる仕組みという点につきましては、やはりどうしても地域的なアンバランスというものが適切に当たれるようになつておきたいと考えたところでございます。

別境界面積の変更を提案いたしておるわけでございますが、基本的に私は私ども事務分配、また近年の商店の大型化傾向というものに対応して、双方が適切に当たれるようになつておきたいと考えたところでございます。

すべて大店法の調整権限というものを都道府県にゆだねる仕組みという点につきましては、やはりどうしても地域的なアンバランスというものが適切に当たれるようになつておきたいと考えたところでございます。

○鈴木(久)委員 新たに提案されました特定商業集積法を見ますと、国が一定の指針を出して、いわゆる市町村がいろいろな構想をつくって、県が認可をする、こういう方式をとってございますね。ですから、今お話しのように大型店問題というのは全国一律にやらなければならぬ、こういうふうにおっしゃいますけれども、皆さんを考えている街づくり法では、いわゆる地方自治体のそういう地域の特殊性、そういうものを十分考慮して、特定商業集積法ではそういうやり方をとりになつていらっしゃる。一方、大店法だけはいつも通産省がぎっちり権限を握つて調整をする。こういうやり方というのはどうも街づくりの観点から見ておかしいのではないか、こういうふうに思えてならないのですね。

もう一つは、これを強く要求しているアメリカであつても、州によつてはゾーニング規制などをちゃんとやつていらっしゃる。あるいはヨーロッパ地域などについても、ほとんどそういう意味で街づくりの趨勢というのはゾーニング規制的なものが多い。

こういうことを考えますと、どうしてそんなに一律に大型店だけを通産省が全部調整権限を持たなければならないのかというふうに、これは不思議でしようがないです。これから二年後の抜本見直しというときも皆さんは廃止をしないと今おっしゃいましまだけれども、そうすればなおさら全部国の権限に、より一層大型店問題は集中していく、というふうになつてしまふのがどうかも含めて考えますと、どうも私は納得できないのです。それをおもう一度、私どもの案が示すように、街づくりの觀点からいえば、どうしてもつと都道府県レベルに調整権を移してしまわなかつたのかという点について考え方をお聞かせいただきたいと思ひ

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の点につきましても、いわゆる街づくり、それを支援する商業集積法案との関係でござりますけれども、商業集積法案は、地元の商店街を中心とする街づくりというものを地元のニシアチブでつくれていくものと国として都道府県とともにこれを支援する、サポートをする、こういう体系でございます。

御承知のように、大店法はいわば大型店の出店というものを調整という行為を通じて一種の規制をかけるわけでございます。かような意味におきまして、いわば一種権利の制限を行うものでござりますので、やはりその調整、扱いというものは全国的に見てバランスのとれた公正なものでなければならぬ、かつ、各地の実情は反映しなければいけないと思いますが、全体的な処理の統一的な理念というものはやはり国の方でこれをまとめ運用するということが適切な対応ではないかと思つておるわけでございます。

なお、アメリカのシステムでございますけれども、いわゆるゾーニングというものが考えられておるわけでございますが、これはいわゆる商業調整という観点ではございませんで、私どもの知るところではいわゆる都市計画というものの範疇に入るべきものではないかというふうに思つております。おのずからそのアプローチの仕方というのはやや異なるのではないかというふうに思われるところでございます。

○鈴木(久)委員 それではもう少し具体的に、街づくりの観点も含めて、いわゆる大型店と商業集積法の関係についてただしてまいりたいと思います。

まず、特定商業集積法の第三条の第一項に、前段は省略しますけれども、「相当規模のものであることその他の政令で定める要件」、こういうふうになつておりますけれども、「相当規模」というのはどの程度なのか、また「政令で定める要件」というのはどんなことを考えていらっしゃるか、まづ明らかにしていただきたい。

○櫛橋政府委員 お答え申し上げます。

鈴木委員御指摘の、法律の三条第一項で、特定商業集積とは「相当規模のものであることその他の政令で定める要件に該当する」ということで、「相当規模」という概念でございますが、特定商業集積といいましては、消費者ニーズに的確に対応するために豊富な品ぞろえあるいは多様な店舗形態、これは百貨店、量販店が入っている場合とそうじやない場合と両方ございますけれども、いずれにいたしましても、多様な店舗形態を備えておる、こういう必要性があると考えております。そのほかに、顧客その他地域住民に対するコミュニティーとしての場所の提供ということにも寄与するという観点からコミュニティーホールとかイベント広場等の施設も一定以上備えておる、こういう包摂した場所を特定商業集積の概念と考えておりますので、そうしたものを満たすに十分な規模をこの法律でいう「相当規模」というふうに一応考えておるわけでございます。

それから「その他の政令で定める要件」ということになつておりますが、ただいま御説明申し上げました「相当規模」のほかに、まず第一号として相当規模のものであることを書きまして、二号以下にこれをやや具体的に、例えは一定以上の商業基盤施設を有すること、さらに、多様な業態あるいは業種構成を有すること等というような表現に政令ではなるのではないかと現時点では考えております。

○鈴木(久)委員 相当な規模の問題と、もう一つは、集積法で基本構想を定める場合に、特定のいわゆる場所というものはどのぐらい想定をしていらっしゃるか、これは面積も含めて、大体市町村が構想を練るときに全体としての構想を練る、その中で特定集積地域というのは一定の部分を指定するはずでありますから、そのいわゆる特定の場所というもの、その面積等、どのぐらい考えていらっしゃるかということが一つ。

もう一つは、この基本構想を作成して県に申請をいたしますね、それらにかかるおよその時間といいましょうか、それから、県がそれを承認して

業集積法に基づいて事業が遂行される、そしてそれが具体的に一つの特定商の事業が竣工していく、というそういう一つの流れになると思うのです、國からももちろん補助金をいただいたらしくしてそういう街づくりをしていくわけですから、これはその事業内容にもよるだろうと思いますけれども、一体どのぐらいの時間を一つの街づくりをする場合に想定されていらっしゃるが、この辺も明らかにしていただきたいと思います。

○棚橋政府委員 まず第一の御質問の、どのくらいのエリアかという広さでございますが、これは今申し上げましたように、商業施設そのもの、店铺とか倉庫とかそういう商業施設そのものとそれを支援する商業基盤施設、これが一体となつておるわけでございますし、さらに、附帯するいろいろの公共施設等もあるわけでございますが、前二者、商業施設と商業基盤施設が中核になるわけです。それについてどのくらいの面積かということがあります、今鈴木委員御自身も御指摘のように、その地域の特性あるいは相集つ店舗の形態等によって一概にはなかなか言えないとと思うわけでございまが、相当規模のエリアであるということは一応言えると思います。

それからもう一点、事業がスタートしてどのくらい時間要するのかという御質問でございました。これもさまざまプロジェクトの形態によるものでございますが、私どもの御提案している法律では、市町村がプロジェクトごとに基本構想を作成する場合に、これも委員御指摘のように、国、地方自治体の補助金によるいろいろのプロジェクトの調査の促進のための支援もございますし、また、必要な助言指導も都道府県等も行うわけでございまして、そういう意味で各般の支援措置が講ぜられるわけでございます。また、ある程度ハードの施設が整備され、具体的な運用に入りますと、例えばどういうイベントがお客様をたくさん集めるために有効であるかというような、そういう主と

してソフトの関係につきましても、例えは仮称ではありますか、商業集積支援総合企画会社というものをつくりまして、各プロジェクトごとに支援をしていくというようなことで、施設の建設からそういう運営に至るまで各般の助成、支援を行なうことにより、できるだけスムーズに事業が進捗するよう計らつていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

基づいて街づくりが行われていても、調整にはい

ていたけるよう思つてゐる。

わゆる規制的な意味を含めたそういうものの配慮が、
というのではなく、それじやこの集積法の意味
というのには余り有効に機能しない、いやむしろ
それをやつすぐ隣に大型店が来られたってどうう
しようもないんだということであつたら、この商
業集積法を使って街づくりをするということはなか
かなか勇気の要ることじゃないでしょ？ 後で
具体的に私の地元のいわきの例もお話しします。
それを言えばよくわかつていただけると思うんで

すけれども、そう思いませんか。
○棚橋政夫委員 特定商業集積法のプロジェクトはございませんが、このままでは市町村が中心になるわざでございません。

ますが、その場合にその地域、市町村を区域とする商工会議所あるいは商工会が十分にその地域の商業界の実情を把握し、いろいろの関係者の意図とそれを聞かれるわけでございます。あるいはまた都道府県知事がそれを承認する場合にも、やはり地域のいろいろのその事情を配慮して、市町村が出来ます基本構想がそういう配慮、消費者の利便と商業の活性化等に十分配慮したものであるかどうかを前提にして承認するわけでございますので、一つのプロジェクトがあつて、そのプロジェクトの成果を損なうようないろいろの計画が周辺に起きた場合に、市町村の基本構想策定の場所においてそれが円滑に調整されるものと我々は期待をしておるわけでございます。

○鈴木(久)委員 皆さんの方で期待しておつても片一方の大型店の調整の方ではそれはできませんと言つてはいる。大臣、ここを私は、一方で大型店などで大型店の出店をずっと規制を緩めた。大型店舗法のやり得るのは、店舗面積を縮小したり、あるいは営業時間を多少いろいろいじる程度の調整しかできない。今の法体系では、そうでしょう。全く新しくつくった商業集積法で一生懸命生き残りをかけて街づくりをしようとした。そういうときに隣に大型店が来られたって今のように何の規制もできない。一方では規制ができるないと言つてはいる。片一方ではそういう意見を尊重

きものと考えます。
したがいまして、大店法に基づく調整の過程では、大店審による地元意見の聴取、必要に応じて行われる商工会議所、商工会による地元意見の集約あるいはまた都道府県知事、市町村長からの意見の申し出等を通じまして、当然のことながら基本構想と当該出店計画との関連も検討されることが予想されるところでございます。ただし、御指摘の趣旨が大型店の出店に関する新たなゾーニング的観点からの規制を意味するということであれば、大店法の規制緩和の趣旨に反して適当ではない、このように考へておわけでござります。

○鈴木(久)委員 特に地方都市の場合、一定の集積法で計画をつくっても、郊外店が多いのです、大店舗の場合は。それで、商店街がかなり壊滅的な打撃を受けるのですね。ですから、今大臣がおつしやったように、一つのエリアだけで物を置く

東北ではエンドーチェーンという仙台に大きなスーパーがあつて、これが実はこの一年間にいわゆる規制緩和以降、西友の系列化に入った、こういうふうに報道されております。東北の中でも福島県が群を抜いてこの三条申請の出店ラッシュが続いております。九〇年度というレベルで見ますと四十三件、八九年度の三倍です。その中でも、いわき市はその特徴的な例をあらわしております。いわき市の中に新たに三万八千平米も、三万八千平米、膨大ですね、こういう大きなダイエーが進出をする予定、あるいは長崎屋が一万九千平米、西友が二万平米、そしてこれは既に決まっています。いわき市に新規出店される大型店が二万平米、西友が二万平米、トヨタカ堂の増床分が五千平米、合わせると十萬平米を超えるのです。

いわき市の中心の平という地域がござりますけれども、この今までの商店街の面積が十万平米ちょっととなんです。これに匹敵する大型店がこの一年間三条申請を出している。まさに、何と言つ

るところでございまして、現在事前商調協で審議されております案件がどのような状況になるか、この点については予断を差し控えたいと存しますが、御指摘のように、既に商調協が結審をいたしましたものを考えますと、全体のいわき市の中で大型店舗の占める比率、というのは約半分くらいになるのではないかというふうに思っております。この点に関しては、いわゆる出店ラッシュという言葉に当たるのかどうか、少なくとも結審済みの三件につきましては、地元の中小小売商業への影響というものも商調協において十分議論をされ、その結果、一定の規模での出店というものを認めよう、こういう結果になつたものであると承知いたしているところでございます。

一般的な現象として出店ラッシュというものが今後どういうふうに展開されるのか、これはそのいわき市の例ではございません、全国的な問題でござりますけれども、私どもの見通しは、確定たるものを持っていますが、大

○中尾国務大臣　今までの議論も聞いておりまして、いろいろと委員の言い分も理解できないわけではありません。しかし、考えてみますと、市町村までの策定する基本構想の枠外でなされる出店案件につきましても、当然ながら通常の案件と同様でございまして、あくまで大店法の目的でございまとす消費者の利益の保護及び周辺の中小小売業の事

きたいと思います。
具体的なことについてお尋ねをいたします。
実は、昨年の五月の規制緩和以降、大型店の出
店ラッシュというのは続いているわけでございま
すけれども、私どもの東北やあるいは福島、私は
いわきなんですけれども、この地域の具体的なこ
とを少し申し上げて、状況認識をいただきたいと

のではなくてもう少し広範囲に物を見て調整をしないと、ならない。だから私は、さつきから繰り返しているのは、そういう大きなエリアで構想を練つた部分については大型店の調整の段階で十分配慮すべきだ。それでないと、実際、特定商業集積法に基づく街づくり法案というのは生きないのでないか、こういうことを言つてゐるわけであつて、これは平行線の論議になつておりますけれども、皆さんがつくつた法律が本当に街づくりのためになるというふうに確信を持つとするならば、それらの配慮と調整をするべきなんだろう、こういふふうに思つております。この状況認識といいましょうか、現状のこの一年間の出店ラッシュについてどのように御認識ですか。

○坂本(吉)政府委員 いわき市の現状につきましては、今委員御指摘の大店集積が既に調整済み

型店の出店がいかなる状況になるのかという点につきましては、経済状況もございまして、一概にいつのときにも出店ラッシュというものが生ずるという環境ばかりではないというふうには思つておるわけでございます。

○鈴木(久)委員 もし、そういう認識であるとすれば、これは私は、地元の中小の小売業者に対する配慮というものは欠けているなんというものじゃないのだろう、こういうふうに思うのです。

実は、そのいわきの中心地である平駅前の再開発、中小商店街の活性化も含めた再開発事業というのを十八年もかけて今日に至っております。

市では既に六億投資をいたしております。これはキーテナントを呼んで駅前の活性化を図ろう、こういう事業なんですけれども、十八年かかっていまだ日の目を見ておりません。ところが、そのキーテナントに予定していたような大型店がそこには来ないで、別なところへ行って出店をする。今申し上げた大型店はみんな周りです。郊外店を含めた周りです。街の中心は今言つたように、市みずからが六億もかけて十八年をかけてきない。

確かに、権利の問題その他で難しい問題があ

うと思うのですよ。先ほど私は、大型店規制緩和と特定商業集積法による街づくりという問題をかなり執拗に申し上げました。そつくりそのままこ

こに移しかえてみると、文字どおり、十八年かかつて六億かけてやつた平駅前再開発事

業というのは、皆さん方が言う特定商業集積法の内容をほとんど持つていて、私は思いますが、どんどん出店ラッシュが続いてこれ全部認められていて、ますます中心街がアプロールを起こす、こういう状況になつていくと私は思うのです。

そこで、だから私は先ほど言つたように、一定の調整というのをそこでしないと、それだけ財政を投人しているものでさえ、それも自治体が中心になつて執行しているものでさえ、そういう状況なんですよ。今の御答弁ですが、この十万平米くらいの出店というのはまあ驚くべきことではない、こういうお話をございますけれども、それは、

あそこの大型店のいわゆる商業支持人口から見ても、とてもともそういう認識ではないと私は思っていますよ。もう既に、今までの商調協のいろいろな目安にしておった大型店の占有率の問題にしておるわけでございます。

○鈴木(久)委員 もし、今は支持人口の問題からしても、あるいは支持人口の問題からしても、新たに十万平米も出店を許してしまつよう状況とい

うのは、これはとてもありませんね。私はほとんどの人がかかし、今度どうですか、審議官。今度の法律が成立をした、それで調整が始まると全部これ認められていくでしょう、そうじやな

いですか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の、個別の案件につ

いてお答えするのは差し控えたいと存じますが、一般論として申し上げますと、今回大店法の改正及び運用の抜本的な改正に当たりましても、私どもいたしまして、大型店の出店を調整するとい

う基本的な枠組みは変えておらないところでございまして、周辺の中小企業に対する影響というも

のを十分勘案して、地元の意見というものを織り込んで上での調整についての判断がなされるべきであります。

ただ、私どもは、今度考えております特定商業

集積法に二種類あります。高度商業集積は、単

独で出店してしまう大規模店舗ではなくて、意欲

のある商店街と一緒にやっていこうという

大規模店舗を含めての高度商業集積プロジェクト

は、この法律が成立すれば、予算的には、毎年十五カ所、大がかりな商業団地的なものが

マイカー時代を反映して相当規模の、先ほど御質

問の面積のところに建設をされる、こういう考

方でござりますし、それから特定商業集積法のも

う一つのパターンとしては、そういう大型店と共に

存共栄では必ずしもなくて、このいわき市平駅前

の再開発のように、いろいろ濃淡はありますか、

大がかりな再開発をやつていこうというようなバ

ターンについても、同様の助成を公共事業の公共施設の一体的整備を含めてやついただきたいと考えておりますので、もし今この平駅前の構想がこのまま進んで、後者のパターンに該当すると、このことで地元が合意をなさいます。それを市町村で取りまとめられまして基本構想として持つていただけるということであるならば、当然我々としてもその対象になり得る、こう考えておるわけ

でございます。

○鈴木(久)委員 そうですが、私は先ほど申し上げておりますように、この異常と言える出店の状況ですね。一年間に既存の平地域の資金を地方自治体等が投入しながら長年月かかる出店という事態につきましては、我々も大

き遺憾なことだと思いますが、先生御指摘の点に

つきまして私どもなりに得ております情報では、残念ながら関係の権利者の合意がなかなか得られない点でかなりの権利者の方々が必ずしも市街地再開発に御同意になつておられないという点においていろいろの問題があるのでないかと私どもは何つております。

こういう既成の商店街においての大再開発といいますのは、確かに権利関係が複雑な場合が多く、権利者の同意を取りまとめるのに時間がかかるケースが少なからずあることは私どもも承知いたしております。

ただ、私どもは、今度考えております特定商業

集積法に二種類あります。高度商業集積は、単

独で出店してしまう大規模店舗ではなくて、意欲

のある商店街と一緒にやっていこうという

大規模店舗を含めての高度商業集積プロジェクト

は、この法律が成立すれば、予算的には、毎年十五カ所、大がかりな商業団地的なものが

マイカー時代を反映して相当規模の、先ほど御質

問の面積のところに建設をされる、こういう考

方でござりますし、それから特定商業集積法のも

う一つのパターンとしては、そういう大型店と共に

存共栄では必ずしもなくて、このいわき市平駅前

の再開発のように、いろいろ濃淡はありますか、

大がかりな再開発をやつていこうというようなバ

ターンについても、同様の助成を公共事業の公共

施設の一体的整備を含めてやついただきたいと考え

ておりますので、もし今この平駅前の構想がこの

まま進んで、後者のパターンに該当すると、

このことで地元が合意をなさいます。それを市

町村で取りまとめられまして基本構想として持つていただけるということであるならば、当然我々と

は先生先刻御承知のとおりだと思います。

他方、しかしながら今度我々が考えております

ような特定商業集積法は、新たにこの大型店と共に

存共栄あるいは独立して商店街が魅力ある商店街と

して再出發をする場合にその受け皿を用意してい

こうというわけでございますので、これがなければ

ばむしろ今までの商店街の活性化にとどまるわけ

でございますが、この特定商業集積法あるいは改

正小売商業振興法の成立の暁には、公共施設の一

体的整備と相まって、今までにない大変積極的な

地方あるいは国の助成が受けられるという意味

で、結果的に小売商業界が大型店と十分拮抗して

いる、こういうお話をございましたが、これは、

ふうに我々は考え、御提案申し上げている次第で

ござりますので、この関係法の間の我々の考え方について御理解を賜りたいと思う次第でございまる。鈴木(久)委員 時間がありませんから、最後に今度皆さんのが提案をしている大規模小売店舗審議会の調整の方について、私の意見を申し上げたいと思うのです。

今度は学識経験者や消費者、またはそういういろいろな団体からも意見を聞くという組織にして、大店審が中心の調整を行う、こうしたことでおざいますね。そのときに、今私がずっと申し上げてきましたような市町村で特定集積法によつて構想をつくる、知事の承認を得るという行為まであつて街づくりをするわけですから、この審議会の中にそういうものが十分生かされなければ私は問題あり、こう思うのです。

それで、冒頭になぜ大型店だけが国の一律調整をするのかといふ疑問を私は持ちましたけれども、集積法の方は下からのそういう積み上げで街づくりをしよう、大型店は上からもういや応なしにはつきりと切る。これでは、審議そのものが本当に意味で、大型店法の法の趣旨からいっても、いわゆる消費者の利益と、それから大型店と中小売商業の共存共栄というこの法の目的が十分果たし得ないのではないか。ですから、審議に当たつてはそういう十分な配慮というものを、私はむしろはつきりした調整をすべきだと思いますけれども、強くそのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○甘利委員長代理 続いて、竹村幸雄君。

○竹村委員 大臣、この資料をお渡ししてあると思いますが、京都市はあと三年したら建都千二百年を迎えるわけであります。奈良から京都に都が移つて、あと三年でちょうど千二百年になりますということで、建都千二百年に向けて今いろいろな施策が行われておるところでございまして、東西線十二・九キロが今地下鉄建設中でありますし、その始発駅の周辺に新しい街をつくろうとい

うことで、その中に仮称ダイゴセンターといいうのをつくろうとしているわけでございまして、ダイゴセンターは商業施設と文化施設が一体となつたものをつくろうじゃないか、こういうことになつてゐるわけであります。

〔甘利委員長代理退席、佐藤(謙)委員長代

理着席〕

簡単に説明をいたしますと、全体面積が二十一ヘクタール、そのうちでダイゴセンターは二十二万平方メートルで、公共施設と商業施設と文化施設をつくつていこう、こつう計画であります。そして、公共施設としては「生涯学習の情報提供や文化と教養の向上機能」スポーツを楽しめ、気軽に活動できる機能。若者の地域社会への参加、地域との接点としての活動機能。こどもたちに健全な遊びを与え、情報を豊かにする機能。お年寄りのための地域福祉や援助のための拠点機能。東西線醍醐駅、自動車のターミナル機能。ひろば、歩行者用通路、駐車場、駐輪場等々、公共事業で建設をし、そして商業施設や文化施設は第三セクターでやろうとしているわけです。全体規模は大体四百億円以上の規模でダイゴセンターを建設しようといふうな考え方であります。

こういう構想を今進めているわけであります

○竹村委員 特定商業集積の整備をされて地域経済の活性化にもつながるようにするためには、地場の中小業者をできる限り入居させるべきだと考えております。通産省が進めようとしている高度商業集積においては、この点をどのように対処するのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○棚橋政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の特定商業集積のうちで、大型店と共存共栄を図るいわゆる高度商業集積をおきます地場中小企業者の入居の点につきましては、高度商業集積が地域の発展に配慮しながら、中小店と大型店との共存共栄を図る、それをを通じて消費者ニーズに即応した望ましい商業集積を整備していく、こういう趣旨であるわけでございまますので、御指摘のようにできる限り地場の中小企業者を入居させ、大型店との共存共栄が図られるものを支援していくみたい、このように考えておる次第でござい

○竹村委員 私がもらった資料によりますと、中企業者については、店舗数において全店舗数の三分の二以上、面積において四分の一以上、テナント料の優遇措置を実施できる等となつております。

けれども、できるだけ多くの中小企業者が参加で

設あるいは商業施設等の複合施設を設置しようと、いう構想を京都市が推進しているということは、大変に歓迎すべきことだなと思って聞いておりました。今後、事業提案の協議が行われましてプロジェクトの内容が固まつてくるものと思われますけれども、通産省としましては、今後の動向に心を非常に持つておるところでございます。

また、京都市のよう

に今後全国の市町村が意欲的に取り組んでいただくということを期待をするものでござります。我が省としましても、各市町村が基本構想をつくつて前向きの姿勢で同様取り組んでいきたいとも考えておりますし、特定商業集積法を活用する場合には積極的に前向きに支援してまいりたいものだ、こんなように考えておる次第でございます。

○竹村委員 特定商業集積の整備をされて地域経

済の活性化にもつながるようになるためには、地場の中小業者をできる限り入居させるべきだと考えております。通産省が進めようとしている高度商業集積においては、この点をどのように対処するのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○棚橋政府委員 高度商業集積ごとに、設置され

ます地理的な状況、あるいは周辺の中小業者の分布状況等がプロジェクトによりましていろいろでございましょうから、一概にはなかなか言えないものと考えております。しかし、法律の第二条に書いて、国及び地方公共団体が、中小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、施策を実施するものと規定をしております。この趣旨にかんがみますと、特定商業集積の整備が地域経済全体の活性化につながるように、個々のケースに即して、委員御指摘の方向で適切にその範囲を考えていたい、このように考えております。

○竹村委員 今申し上げましたダイゴセンターでありますけれども、先ほども鈴木議員の意見にもありましたけれども、ここも例外なく、現在四つあります。この大型店の出店計画があるわけでございまして、このように考えております。

○竹村委員 今申し上げましたダイゴセンターで

ありますけれども、先ほども鈴木議員の意見にもありましたけれども、ここも例外なく、現在四つあります。この大型店の出店計画があるわけでございまして、市町村が作成するこの基本構想が完了された時期と、この構想が実現する時期がタイミングラグがあると思うわけあります。このように大型店と中小店との共存共栄が図れるようになるためには、今後は大型店を新設する者に対しまして、市町村が作成するこの基本構想を阻害する

ことがあります。この基本構想に

同調するようにしていただきたい。そうでなかつたらこの法律の意味がないというふうに思うわけ

あります。

そうした意味では、そういう配慮を法文上義務

づけたり、あるいは市町村長が店舗の設置場所の変更などについて勧告できるようにしなければ、この法律、いかにいい法律をつくってもらって、またこれを利用しようとしても、先ほど来鈴木議員もおっしゃっているように、その横にどんどんどんどん、今もこのダイゴセンターも四つの大型店が来るという申請が出てるわけありますから、そういうようなことが行われると、先ほど私が言いましたような何らかの措置を講じておかなければ意味がないというふうに思うわけあります。

そうした点では、先ほど同僚議員に対する答弁でも非常に不十分でありますので、この点通産省の意見を再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○鷲橋政府委員 特定商業集積の整備は、市町村

が商業集積を整備する組合、第三セクターや商工

会議所または商工会の意見を聞いて作成する特定

商業集積整備基準想に即して行われることになつております。商業集積を核とした街づくりを積極的に進めるためには、かかる地元関係者とのコンセンサスに基づき事業を進めることができます。

また、大店法における街づくりの配慮につきましても、昨年末の産業構造審議会・中小企業政

策審議会合同会議の答申におきまして、「今後、商業集積を中心とした「街づくり」のための積極的かつ計画的な対応が図られる中で、大店法の運用上、「街づくり」の視点を一層配慮していくことが重要である」と提言をいただいておるところでございます。市町村の策定します特定商業集積整備基準想は、この答申に沿う「商業集積を中心とした「街づくり」のための積極的かつ計画的な対応」に該当するものであり、今後、特定商業集積整備に關する大店法の具体的な運用のあり方等につきましては、大規模小売店舗審議会の審議の中で積極的に検討をしていくことといたしたいと考え

ております。

○竹村委員

せっかくこうした立派な法律ができ

るわけでありますから、この法律の趣旨が生かさ

れるよう、十分街づくりの観点から配慮して進

めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、自治省からおいでですか。

自治省にちょっとお伺いをいたしますけれど

も、特定商業集積は民間事業者だけでなく、公共

施設などを整備する地方公共団体も積極的に事業

を推進していく必要があるわけあります。この

ような地方公共団体に對して、自治省はどのよう

な支援などを講ずるのか、お答えをいただきたい

と思います。特に、法第十五条の措置を地方公共

団体が積極的に活用するためにはどのようにすべ

きかをお聞かせいただきたいと思います。

○松本説明員

お答え申し上げます。

自治省といたしましては、法律に基づきます承認基本構想に基づいて行われます事業につきましては、例えば基本構想の策定に要する経費を地方交付税で措置するとか、あるいは国庫補助事業を伴う事業につきましてはその裏負担につきまして財政措置をする。そして、今先生御指摘の法第十五条规定に基づきますが、地方公共団体が地方税法の規定に基づきまして不均一の課税を行ふ、これは固定資産税と不動産取徴税についてでございますけれども、そういたしました際に地方公共団体の税収がそれだけ減収いたしますので、それを地方公共団体に對して交付税措置をするということにいたしております。それがだいまたくとも十五条の規定の趣旨でございます。

○内藤(勲)政府委員

特定商業集積につきましては、原則的に商業

集積の設置が認められるようすべきだとい

うふうに考えますけれども、建設省、どのように

対処するつもりか、お聞かせいただきたいと思

います。

○鷲橋政府委員

せっかくこうした立派な法律ができ

るわけでありますから、この法律の趣旨が生かさ

れるよう、十分街づくりの観点から配慮して進

めていっていただきたいというふうに思います。

○建設省

おいでになつておりますか。

建設省、おいでになつておりますか。

○内藤(勲)政府委員

特定商業集積につきましては、原則的に商業

集積の設置が認められるようすべきだとい

うふうに考えますけれども、建設省、どのように

対処するつもりか、お聞かせいただきたいと思

います。

○内藤(勲)政府委員

特定商業集積につきましては、原則的に商業

集積の設置が認められるようべきだとい

うふうに考えますけれども、建設省、どのように

対処するつもりか、お聞かせいただきたいと思

います。

う必要がある。

ということで、まさに税調答申でも負担軽減を図れという御答申をいたしているわけでございまして、一月十一日の閣議決定におきましても平成四年度税制改正において相続税負担の調整等について検討するということを画しているところでございます。

○竹村委員 今も答弁いただいたわけでありますけれども、農業には相続税納税猶予制度があり、ついこの前改正されて、これは二十年というのを一生ということに変わったわけでありますけれども、この税制によつて農地が分散されるのを防ぎ、そして農業の承継がうまくいくように税で配慮されておるわけでありまして、そうした意味では小売商業者にもこうした考え方により、一層の優遇税制をもつて、これは農業と小売商業と違うだけであるから、ともにやはり日本の経済を支えてきた、こういう立場でひとつ大蔵省としても十分配慮していただきたいというふうに思います。

次に、通産省と建設省と自治省に対してもお答えをいただきたいと思いますけれども、事のよしあしは別として今車社会になつてることは事実であります。駐車場の整備が商店街対策に不可欠であることは皆さん御承知のとおりでありますけれども、この駐車場整備に対する、通産省、建設省、自治省などのような支援対策をとられるのかどうか、簡単で結構ですから各省別にひとつお答えいただきたい。

○江崎政府委員 駐車場対策でございますけれども、御指摘のようにモータリゼーションの進展に伴いまして駐車場を整備するという対応は商店街にとりまして非常に不可欠の重要な問題というふうに認識しております。ただ、地価の高騰などによりましてこの整備がまた非常な困難に直面しているというのも事実でございます。

通産省としましては、この商店街の組合などによって行われます駐車場などのコミュニティー施設の整備に対しまして、まず第一に国と都道府県を、大店法の規制緩和に対応して商店街振興のた

ります。第二に、中小企業事業団からの必要資金の八割までを無利子で融資するという高度化の融資制度がございます。それからさらに、こうした

きましても平成四年度税制改正において相続税負担の調整等について検討するということを画して

いるところでございます。

○竹村委員 コミュニティー施設に對しまして特別償却の制度ですとか、事業所税あるいは特別土地保有税といったような地方税の非課税措置、こういった税

制上の措置も用意しております。また駐車場など

のコミュニティー施設の土地を商店街の組合が得やすくするということのために、土地等の譲渡益につきまして千五百万円までの譲渡所得の控除と

いつたような制度も用意しております。

○内藤(勲)政府委員 建設省の駐車場施策でござりますけれども、從来からも融資補助制度などが得

やすくするということのために、土地等の譲渡益につきまして千五百万円までの譲渡所得の控除と

いつたような制度も用意しております。

○内藤(勲)政府委員 建設省の駐車場施策でござりますが、平成三年度から新しく設けたもの

といたしまして、商店街等におきまして民間の方々が共同で整備する駐車場について新たに補助制度を設けたということが一点。それから二つ目

が、市街地再開発事業等の面的整備事業における

駐車場部分の補助制度の拡充を図りました。三つ目が、道路管理者が公共事業として駐車場をつく

る場合にそれを新たに補助対象とするということ

を平成三年度から行うことになりました。それ

から、駐車場の整備のための税制といたしまして、所得税、法人税の割り増し償却制度を新しく設け

たこと、それから固定資産税、不動産取得税につきましても特例措置の大額な拡充を行つたところ

でございます。

なお、今国会に駐車場法の改正案を出させていただいておりまして、從来にも増して駐車場を市町村が中心になつて計画的に整備していくための法律改正を提案しております。

以上でございます。

○松本説明員 お答えいたします。

自治省といたしましては、公営の駐車場に対する財政支援措置ということを充実していくこうといふことにいたしております。その対策の第一は、

この商店街の組合などによる財政支援措置といふことを充実していくこと、その第二は、

この商店街の組合などによる財政支援措置といふことを充実していくこと、その第三は、

めに緊急に整備が必要となる駐車場等の都市計画駐車場に準ずる駐車場もこの対象にしていく、これが第一点でございます。それから第二点は、緊急に整備すべき都市計画駐車場及びただいま申し上げました都市計画駐車場に準ずる駐車場のうち、構造が立体式または地下式で建設投資額の回収が非常に長期にわたるものに対しましては、新たに出資または利子補給の支援措置を講ずるとともに、この財源として出資債及び特別交付税による財政措置を講ずることといたしたいと考えております。

○竹村委員 通産大臣にお伺いしたいと思います。今商店街で一番大きな悩みというのは、大型店の進出や後継者難で廃業する店がどうしても出てくるわけでありまして、その廃業した店舗を地上げ屋や不動産業者が買ってそれを更地にして値上がりを待っているとか、そしてそこで歯抜けのような状態で置いておかれる、あるいはまた商店街としてはそんな店が来たら困るというふうな店舗が建設されたりするというようなことが商店街の活性化を今失わせている最も大きな事情であると

いうふうに言われておるわけであります。今回改正する小売商業振興法で空き店舗対策が打ち出されたということ是非常に高く評価をしたいというふうに思うわけでありますけれども、この法律が適切に、そして迅速に適用され、実効あるものにされなかつたら意味がないというふうに思うわけ

でありますけれども、その点についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。それから、個々の政策は事務当局で結構です。

○中尾国務大臣 個々の政策はまだ政府委員に答弁させるといたしまして、委員の御指摘のとおり、

その点は確かに悩みの問題であろうと思うのですが、空き店舗その他の出でてくるのじやないかという問題。御指摘の意味はよくわかります。

そこで、御指摘のようないわゆる空き店舗が発生した場合、直ちに新規の開拓をする必要がありますが、これに対しまして、今の空き店舗融資と

して低利の融資の支援を行うこととしたところであります。

具体的に、新たな中小小売業者が空き店舗を買

う場合にどのような支援策を講じているかという

省の姿勢につきましては、ただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

○高橋(連)政府委員 空き店舗対策の基本的な当

法律改正を提案しております。

具体的に、新たな中小小売業者が空き店舗を買

う場合にどのような支援策を講じているかといふ

店舗を取得した後、この店舗を増改築したり

るよう、新たな高度化資金の創設や、ある意味において新たな税制上の特例措置というものの創設を行つておるところでございます。これらの措置を活用することによって空き店舗対策に積極的に取り組んでいかなければなるまい。また、そこで、空き店舗を円滑に商店街の活性化に活用し得るよう、新たな高度化資金の創設や、ある意味において新たな税制上の特例措置というものの創設を行つておるところでございます。これら

まさに商業集積度を低下させてしまつて、俗に言つて、仏つくって魂入れずということになつてしまつてはいけない、こういうようなこともあります。か

ら、商店街全体としての魅力の低下につながることのないよう、商店街の活性化を図る上での空き店舗対策というものは重大な課題だという認識を私どもは持つておるわけでございます。

それで、このためには、今回の対策におきまし

て、空き店舗を円滑に商店街の活性化に活用し得るよう、新たな高度化資金の創設や、ある意味

において新たな税制上の特例措置というものの創設を行つておるところでございます。これら

の措置を活用することによって空き店舗対策に積極的に取り組んでいかなければなるまい。また、

やつていかなければ意味を持たない、このように認識しておる次第でございます。

残余の点は政府委員から答弁させます。

○高橋(連)政府委員 空き店舗対策の基本的な当

法律改正を提案しております。

具体的に、新たな中小小売業者が空き店舗を買

う場合にどのような支援策を講じているかといふ

省の姿勢につきましては、ただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

具体的に、新たな中小小売業者が空き店舗を買

う場合にどのような支援策を講じているかといふ

省の姿勢につきましては、ただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

具体的に、新たな中小小売業者が空き店舗を買

う場合にどのような支援策を講じているかといふ

省の姿勢につきましては、ただいま大臣から申し上げたとおりでございます。

また、組合が駐輪場等のコミュニティー施設として空き店舗を使用する場合の支援策といたしまして、一定の条件のもとに当該組合に対しまして、国、県合わせて補助率二分の一の補助金の交付、あるいは中小企業事業団から無利子で貸付比率八〇%の高度化融資、そのほか特別償却、地方税の特例、中小企業信用保険公庫の特例等各種の助成措置を講じております。

また、税制面で、空き店舗の所有者側に対しましても、譲渡所得のうち千五百万円まで特別控除を認める税制措置を新たに講じたところでございます。

○竹村委員 今、補助金制度とか税の優遇制度等々について報告いたいたいわけでございますけれども、この補助金や高度化資金については土地代は対象になるのかどうか。もしもなるとすれば、土地代は一体路線価格で対象になるのかあるいは実勢価格でやるのか、また、助成額について、土地の場合上限を設けているのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○江崎政府委員 この土地代の問題でございますけれども、補助金につきましては、施設整備費だけが補助対象になつておりますので、土地代は対象になつておりません。

それから高度化融資の方ですが、これは土地代も対象としておりまして、その金額ですが、これ一たん取得しまして新しい中小売商業者に譲渡するという事業につきましては、これは一〇〇%融資をいたします。それからコミュニティー施設を整備する事業について小振法の認定を受けて行うものにつきましては、これは融資比率が八〇%ということです。いずれの場合も、これは上限はございません。

○竹村委員 今お話をありました、譲渡益の課税の特例を受けたためには、土地を取得する組合の側では計画の策定や認定が必須条件かどうか、それをお答えいただきたい。

また、組合が駐輪場等のコミュニティー施設として空き店舗を使用する場合の支援策といたしまして、一定の条件のもとに当該組合に対しまして、国、県合わせて補助率二分の一の補助金の交付、あるいは中小企業事業団から無利子で貸付比率八〇%の高度化融資、そのほか特別償却、地方税の特例、中小企業信用保険公庫の特例等各種の助成措置を講じております。

また、税制面で、空き店舗の所有者側に対しましても、譲渡所得のうち千五百万円まで特別控除を認める税制措置を新たに講じたところでございます。

〔佐藤（謙）委員長代理退席、委員長着席〕

○江崎政府委員 この制度の趣旨は、コミュニティー施設の整備をするための土地の入手を組合などに供されるというためにつくった制度でございます。このため、その土地が商店街の整備事業のために供されることが確実に担保されるために供されるということが確実に担保されるためには、この法律そのものがなかなか適用できないというような問題があるわけであります。その点についてどのように考えられるか、して、租税特別措置法におきまして、組合が行おうとする事業について計画を策定しまして小振法に基づく認定を受けることが必要というふうに定められております。

○竹村委員 今、組合の側で認定を受ける必要があるということでありますけれども、廃業する人にはいろいろな理由があると思います。後継者がないので、何年か前から、いよいよ店を廃業する場合は組合と相談をして計画認定を受けるというふうな問題があるわけですね。いろいろな面で長い間やつてきた小売商業はどうしても自分の店を売る、これは大変なことであります。例えば、人の保証人になって、そして取り立てが来て、どうしても家を売らぬことはその決済ができない、あるいはいろいろな問題があつて急にこの土地を売りたい、家を売りたいあるいは小売店舗を売りたいという場合にどうして即ちも計画を認定してもらわぬ限りその税金の優遇措置が受けられないということになれば、非常に難しい、いつ金が受け取れるかどうかという問題があろうかというふうに思いますので、何か手続を簡素化する方法がないものかなというふうに思つてあります。

それから、委員御指摘の計画認定について一定の期間を設けるということでございますが、計画内容が振興指針に適合しているかどうかとか事業が確実に遂行されるかどうかといったようなことを審査するわけでございますので、一律に期間設定するよりも適切ではないかと考えておりまして、そのためには十分意を用いてまいりたいと思っております。

それから、この特別控除制度のPRというようなことをこれから十分やつていきたいと思っておりますし、今回創設されましたアドバイザー制度などを今後活用いたしまして、計画策定に要する時間を極力短縮するよう努めたいと思っております。

○竹村委員 今、御答弁いただいたわけでありま

すけれども、そういう観点で、例えばこのアドバイザーの活動といいますか、使命、置かれた立場といいますか、そういうものは非常に重要である

○江崎政府委員 先ほども申し上げましたように、この制度は、組合がコミュニティー施設を整備する場合に、そのための土地を安くするのを目的としたものでございまして、極めて例外的に認められるものでございますので、そういう用途に利用されるということを十分見きわめるといいますから、担保される必要があるわけあります。その観点から、小振法の認定にかかるらしめているわけでございます。したがいまして、組合の単独の決議だけでやるというのではなくなかなか難しいのではないかと思つております。

それから、委員御指摘の計画認定について一定の期間を設けるということでございますが、計画内容が振興指針に適合しているかどうかとか事業が確実に遂行されるかどうかといったようなことを審査するわけでございますので、一律に期間設定するよりも適切ではないかと考えておりまして、そのためには十分意を用いてまいりたいと思っております。

それから、この特別控除制度のPRといいうようなことをこれから十分やつていきたいと思っておりますし、今回創設されましたアドバイザー制度などを今後活用いたしまして、計画策定に要する時間を極力短縮するよう努めたいと思っております。

○竹村委員 今のお話を聞いておりましたら、アドバイザーの活動が非常に重要でありまして、今回創設された改正小売商業振興法を実効あるものにするかどうか、その辺での的確な指導というものが必

要でありますので、そうした点について十分配慮することになるわけであります。この中小企業事業団に新設するアドバイザーの性格、そして業務、また依頼方法、制度の実施時期など、制度の概要についてひとつ説明をいただきたいと思います。

○江崎政府委員 アドバイザー制度であります。今回二種類のアドバイザー制度を創設しております。その点についてどのように考えられるか、一つが商店街活性化シア・アドバイザー制度でございます。これは、商店街が活性化対策を企画立案します際に、専門的な観点から、組合などに對して側面的な助言とか指導を行おうというねらいのものでございます。具体的には、商品のトレンードですかイベントの企画あるいは情報化対策、店舗のレイアウト、こういったようなことに對して専門的な知識を有する方々を個人程度登録しておきまして、これを組合からの要請に応じて派遣するという制度でございます。

それから、二番目のものが小売商業高度化アドバイザーといいうものでございます。これは小売商業者が商店街の整備事業などの高度化事業に取り組もうというときに、法令の解釈ですか高度化事業計画の作成、それらの申請手続といったようなことにつきまして指導とか援助を行おうといいます。具体的には、高度化事業の実務に精通した中小企業診断士ですか地方公共団体とか関係団体の出身者の方々、これを百四十人程度事業団に登録しておきまして、組合などの要請に応じて派遣しようというものでございます。

いずれも中小企業事業団に登録しておきましたが、高度化を実施する組合あるいは商店街の要請に応じて、これらが都道府県を通じて要請がありますと、これに応じて派遣をするというものでございます。

○竹村委員 今のお話を聞いておりましたら、アドバイザーの活動が非常に重要でありまして、今回創設された改正小売商業振興法を実効あるものにするかどうか、その辺での的確な指導というものが必

をいただいて、この法律が制定の精神のとおり運用できるようひつづき段の配慮をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○和田(貞)委員 時間が余りありませんので、我が党が大店法に対する対案を出してまいりましたし、新しく提案されております集積法につきましても、さらに大店法との関連で修正案を用意して、各質問者の中からその修正を質問にかえてそぞれさせてきこつてあります。その中へお守り

の方がなかなか譲れない部分も明確になりましたし、また答弁の内容で我々の考え方方に譲って答弁があつたという点も見受けられるわけあります。

そこで、もう一度念のためにお聞かせ願いたいと思いますが、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、長い名前ですが、大店法の目的、消費者の利益の一層の保護に配慮しつつ、小売商業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整を行うというようにうたつておるわけです。

しかば、まず一つ、よりそのことの効果を上げるために、大規模小売店舗とその周辺の中小売業者との間での事業活動の調整権限を、固よりもむしろ地域の実情を熟知しておる都道府県の知事に一元化していくべきじゃないかという考え方。さらに二つ目としては、我々としては、都道府県大規模店舗審議会を必ず県に法律的に設置する、今の商調協のように法律で認められておらないような、そういうことになりかねないことを防ぐためにも法律で必ず設置することを義務づける、そして、その意見を決めようとするときには、商工会議所、消費者等の意見に加えて、地場の小売商業者と、いうのはその地域の独自の地域文化の中から商業活動をやってきておったわけでありますから、それらの方々の意見や地域住民の意見を踏まえて関係市町村長の意見を聞くことにしてはどうかということ。三つ目としては、都道府県知

事がこれららの上に立つて調整権限を行使するに当たつて、特定商業積算の整備の促進に関する特別措置法に定められておる基本構想の達成に資する

この三つを法制化することによって、より地域性を豊かにし、消費者の利益保護と地域小売商業者の活性に寄与することにならないかということをひとつこの機会にお聞かせ願いたいと思います。

調整権限を都道府県にすべて移譲すべきではないのかという御意見でございますけれども、私どもとしてはいたしましては、国及び地方団体の役割分担の適正化を図りながら、しかし全体として全国的に運用が整合性を持つたものでなければならない、地域的アンバランスを持つたりあるいは公平さを欠くことになるようなことは避けたいというふうに考えておりまして、現状の事務配分及び店の大転化ということに応じまして国と都道府県との事務分配を考えるまいりたい、かようと考えているわけでございます。しかしながら、大規模小売店舗審議会が今後調整の中心に当たるべきものと考え

おるところでござりますけれども、ここにおきまして、委員御指摘の地元の小売商業者の意見あるいは消費者の意見、また市町村からの意見ともいふたようなものがこの審議に的確に反映されるもの、またそうあるべきものというふうに考えておるところでございます。

なお、大規模小売店舗審議会を全都道府県に置くことを義務づけるということは国と地方団体との関係上できかねることではござりますけれども、しかし既に大店法におきましても各都道府県に大店審が置けることが規定されておりまして、また現に全都道府県において大店審が置かれておるという実情にございます。

○棚橋政府委員 和田先生御指摘の第三点でございます。市町村が作成する特定商業集積整備基本構想について大店法の運用に当たつて配慮すべきではないかとい

的かつ計画的な対応に該当するものであり、今後特定商業積算整備に関する大店法の具体的な運用のあり方等につきまして、大規模小売店舗審議会の審議の中で積極的に検討していくこととしたいたいと考えております。

方の方は譲れないことだと思うのです。しかし、こういうように入店法を改正しなきやならないくなつたのは、日米構造協議の結果こうせざるを得ないんだという、そういう提案の理由の説明であればそれなりの理由が成り立つんですが、ここにある消費者の利益の一層の保護を守つていくんただ、そして地域の商業活動の活性化を図つていくんだということを目的に書いておるから、その目的を達成するためにはこういう方法の方がよりその効果を上げることになるんじやないかといふのが我々の考え方であり、その対案を示した理由であるわけです。そのことをひとつ明確にしておき

たいと思うのです。時間がありませんので次に参りますが、今局長の方からお話をあつたわけでございますけれども、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案、これに伴うところの市町村が基本構想を作成するに当たって、私たちはその場合に、やみくもにならぬように、しかも明確にきちつとするために市町村議会の議決を経るということがまず前提に立たなくてはならないんじやないか、これが一つ。

それから、市町村に地域小売商業審議会を、むしろその地域の歴史と文化の中でそれぞれの地域が自主的に育ってきたわけでありますから、そういう機関を設置して、それがこの基本構想の意見になつていいくように、それにはもちろん地域住民の考え方あるいは消費者の意見、商業活動の皆さんの意見あるいは文化人の皆さんとの意見、そ

う意見を網羅して地域のコンセンサスを形成していくという考え方の中で商業集積を、地域住民の意見の中での事業をやっていく、こういうこと

を行つた際にも、それぞれ考え方は異なつておつたとしても、できるだけ多くの方々から意見を聞くということはいいことじゃないかということは大体共通しておられたよう思つたわけです。そういうところから、まず消費者ということに視点を置いて、基本構想をつくり直しを作成していくべきだ

お聞かせ願いたいと思います。

○**櫛橋政府委員** 和田委員御指摘の、まず市町村のつくります基本構想が議会の議決あるいは審議会に付議の上で作成すべきという点につきましては、私どもの御提案しております法律の第五条第三項に規定されておりますように、都市計画とまず調和が保たれておること、かつ地方自治法第二条第五項の基本構想に即した特定商業集積整備基本構想に基づき整備をされるということになつておるわけでございます。都市計画や地方自治法の基本構想はそれぞれ都市計画審議会での審議ある

いは議会の議決を経て決められるものでありまして、上記のような特定商業集積整備基本構想に改めて議会の議決や審議会の付議を設ける必要はないと私どもは考えておる次第でござります。

和田委員御指摘の第二の、市町村が構想を作成するに当たつてのこの法律第五条四項の規定による商工会議所、商工会の意見を聞くことのほか、地域住民の利便の向上のために地域住民の意向を十分反映させるべきであるという点につきましては、以下のように考えております。

基本構想の作成に当たりましては地元関係者の意見が反映されるべきことは御指摘のとおりと考えます。本法案におきましても第一に、第五条第三項において、基本構想は、都市計画審議会の審議を経た都市計画や地方自治法第二条第五項により議会の議決を経た基本構想に即したものでなければならぬ旨規定されているほか、第二に、第

五条第四項及び第五項において、市町村は、基本構想の作成に当たり商業集積を整備する組合、第三セクター、さらには商工会議所または商工会の意見を聞くこととしております。

また、本法案の運用に当たりましても、御指摘の趣旨を踏まえまして、消費者、住民等の地元関係者の意見に十分配慮するよう通商産業大臣、建設大臣、自治大臣三大臣の作成する基本指針に明記するなど特段の配慮をしてまいりたいと考えております。

○和田(眞)委員 ゼひともひとつ今御答弁がございましたように、消費者の視点に立った基本構想の作成に努力してほしいということを強く要望しております。

最後に、大臣にひとつ御答弁いただきたいと思うわけでございますが、今お聞きになりましたように、我々社会党は大店法の改正とそしてこの集積法とは一体のものである、こういう考え方のものであります。これは政府のですが、これに對して我が党はその対案というものを示させていただきました。そしてこの集積法案につきましてただきました。そしてこの集積法案につきまして、修正案を用意いたしましてそれを私の委員が質問をするという、そういう過程で我々の考え方を述べて、できるだけ我々の要望を取り入れてもらいうようにやつてきましたつもりであります。今、棚橋局長が御答弁いただきましたのもその一つであります。が、そのように一部が入れられたような答弁がされておるということも事実であります。したがいまして、この大店法の改正案を初めとして関係の五法の施行、運用に当たりまして、先ほども申し上げましたように消費者の利益保護、そして地域小売商業活動が正常な発展を遂げるよう、地域のコンセンサスを形成して地域住民や消費者の意見を十分反映した街づくりが達成できるよう配慮してほしいというのが私たちの考え方であります。

その考え方方に立ってぜひとも運用していただきたいと思うわけでございますが、このことについて、ひとつ大臣の方からお答え願いたいと思いま

○中尾国務大臣 先ほど来の御討論を聞いておりまして、なかなか今この棚橋局長からの話等々も、社会党案というものの、大きな意味で大きな背骨になる問題点は相當に聞くべきことがあるといふことにおいて取り入れたという形で私も聞き及んでおつたわけでございます。特に、もう少し地方分権的にすべきでないか、中央集権的なものであるべきでないという御意見是非常に大事な御意見だと思いますから、そういう点も十分加味しながら私どももそのような形における十分な配慮もさせていただいている次第でございますが、今回お諮りしております大店法の関連五法案といいますのは、商業をめぐる環境変化への対応をするために、内外の要請を踏まえて規制緩和を図るとともに、大型店と中小小売店との共存共栄といふものをまずもって旨といたしました新しい商業振興策の実施というものを総合的に推進しようとしているものであるということを私もつけ加え、なおかつただいまの和田委員の御意見等も十分に押聴させていただきましたから、これ等も加味しながら考へておられるということの気持ちだけをお訴えいたしますし、答弁にかえたいと思います。

○和田(東)委員 終わりります。

○奥田委員長 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 関係五法に対しましてまとめて質疑をさせていただきたいと存じます。

まず、法案を拝見しておりますと、消費生活に密着した魅力のある商店街・商業集積づくりのため総合施策をお立てになる、平成二年年度千六百三十一億円の予算を計上して商店街の活性化を図るというふうにしておられるわけでありますが、ひどく前向きに書いてあるのですが、中身を拝見すると前向きでない部分がうんとあるわけですね。つまり商店街の中では活性化の方向へ向かって前進することのできる余力を残している部分と、その全く反対に商店街として言つてみれば将来に希望がなく廃業の方向へ向かって進まなければいけない、ひどい場合は商店街全体そのもの自体を

別の方向へ転進しなければならない。都市再開発事業の対象となつて地方自治体が既にそのため必要な施策を打ち始めているところすらあります。したがいまして、この部分を考えますと、これで千六百二十一億円という予算それ自体に私は甚だ疑問を感じてくるわけあります。

まず一つは、一つの商店街を立て直そうとしている大変大きな金額がかかるわけであります。神戸市で最近森南市場の再開発が行われたわけでござりますが、大型店舗を導入したにもかかわらず約百億円の資金を必要にしてしまった。そのために、続いているいろいろな商店街に手をつけようとしていた神戸市役所も、資金的には非常に大きな金額がかかるものですから手をこまねくという状況が途中で生まれて、結局は大型店舗それ 자체が相当の費用をかぶつてこの工事は進んだわけであります。そうしますと、さつと見まして、一つの商店街に百億もかかると一体どういうことになるのか。御説明によりますと全国で一万六千商店街があるそこまでございますから、百億ずつかれば百六十兆かかるわけでござりますし、十億といたしましても十六兆の資金がかかる。千六百二十一億というのは、頭の一六だけは合つておりますが、あと、けた落ちの億という字がちょっと何か妙な感じがするこれは金額が余りにも少ないのでないかと第一に思うわけであります。

私はまず金額の大小を問はず、第一に、一体一万余千の商店街に対し、幾つぐらゐの商店街を生き残らせ、幾つぐらゐの商店街は見放し、幾つぐらゐの商店街は努力次第というふうに見ておられるのか。その前提を伺わないとちょっと法案の中身の大要を知りがたい。政府のお立場をこの両面からお尋ねしたいと思うわけであります。お願ひします。

○高橋(達)政府委員 平成二年度の補正予算並びに平成三年度の予算におきまして、通産省計上分といったしましてただいま委員から御指摘のございました千六百二十一億、商店街・商業集積対策として講じていただいたところでございます。これは非常に不十分ではないかという御指摘でございますが、お言葉ではござりますけれども、私どもいたしましては、財政事情非常に厳しい中、大店法改正の問題あるいは構造変化に直面している小売商業対策として思い切った措置を講じたつもりでございます。

御指摘のように、商店街整備の中には公共事業を伴うことによりまして事業規模が非常に大きくなる、委員のお話では神戸の森南の市場の場合には百億以上かかったということをごぞいますが、そういう場合もあることは私どもも承知しております。こういう大きな事業あるいは商店街をそんなに大きくななくてもちょっととしたアイデア等で改造することによってまた魅力を生ずる場合も出てくるわけでございまして、いずれにいたしましても、国及び地方公共団体がこういった構造変化に直面した小売商業に対し強力に支援していくという総合的な対策になるわけでございまして、当初計上分として商業振興の観点から、先ほどの申し上げました千六百二十一億を計上させていただきたわけでございますが、このほかに商店街あるいは商業集積をつくる場合の方々の立場からごらんいただきますと、別に中小企業事業団のいわゆる高度化融資というものも大いに活用していただけるわけでございまして、これは別途三千億近い予算の枠が、これは商業だけではございま

せんと製造業も含めた全体の枠でございますが、そういうものもあるわけでございます。

また、低利の融資の枠という規模で見てまいりますと、平成三年度について千六百億の枠があるわけでございまして、当省関係でも利用者のお立場から見ていただくと、さらにかなり大きな規模に膨らむわけでございます。

またさらに、商店街あるいはショッピングセンターというものが一種の重要な公共施設という認識から、公共事業の推進という観点から建設省あるいは自治省におかれ、別途商店街開発の強力な道路であるとか、駐車場であるとか、そういう関連の公共事業の推進費が講じられておるところでございまして、これらによりまして私どもといたしましては、商店街の整備が意欲のある商店街の方々を中心とした対策として適正に対応していくものと考えております。

なお、一万六千の商店街のうち、今後商店街を整備させていくのは幾つぐらいと見通しておりますか、あるいは衰退していくのが幾つかとお尋ねでございますが、これはやはりこれからいろいろ構造変化なりあるいは大店法の改正といふところに直面して、商店街の方々が御自分の商店街をどうするかというふうに考えていく上での見通しになるわけでございます。

ちなみに、一万六千の商店街のうち商店街振興組合等、組合を形成している商店街が約四千ございまして、やはり中小売商業の場合に組合を通じて組織的にいろいろ対応していくことが必要になろうかと思いますので、私どもとしては、まずこの組合を形成している四千、さらにはまだ未組織のところにつきましても、この組織化を通じて大いに魅力ある商店街をつくっていただくというのが基本かと思うわけでございます。そのほかに未組織の商店街におきましても、個別店舗の個店対策としてそれぞれ魅力を持たせて顧客を吸引しようという商店も出てくるかと思いますので、一概には申し上げられませんけれども、いざ

商店街の振興を図っていくことに相なるうつかり考えております。

○渡部(一)委員 確かに百億かかるところもあれば、ほんのちょっとで済むともおっしゃいましたが、現場でいきますとそんな代物ではなくて、神戸では商店街が、店舗でいきますとマーケットがおよそ百、商店街が二百五十、合計三百五十あるわけであります。その三百五十のうちで百店舗以上立地をもつて比較的元気にやっておるなどいふのは十二カ所しかないわけであります。そうすると、あとどころはどうなっているかといふと、自然に前途に対するひどく先行き不安を感じているところになつていて、ある意味においては十二カ所しかありません。そこで、この貸し付けの内容でございますが、

う額は、今までの観点から申し上げるならば、全く中小企業庁としては、その法外な予算獲得の任務を果たしたということにおいて、ある意味における万歳を叫べるような状況であったことは事実でございますが、そのように微細にわたってこう分けてみますと、一万数千と言わわれている中小企業の商業街づくりにそれが一体何の役に立つか、全部デバイドしてみれば実際一億円くらいなものだということになれば、引き水か、あるいは活性化を勉強中のところが五カ所しかありません。実際上は全部予算問題なのです。

こういう場合にひとく比較されますのは、大臣が農水問題の御権威でもありますので、比較して見て恐縮なのであります。農業ですと農業協同組合という歴史ある組合がある、農業信用組合もある、購買連はある、そして金融機関もあるといふやうに何層にもなつてているわけですが、商業の場合はそういうものが全然ない。そうするところ、どういうことになるかというと、相当部分についてはほとんど見離されていくという状況にあるわけであります。

したがつて、私は、今の予算多いか少ないか、今期予算についてのみここで審議しているわけですから、千六百二十億を大いに頑張りましたというお答えは正しいと思います。しかし、これで足りるニーナンスを出されたお言葉は、それほど多くは、そういうニーナンスでおつしゃったのであるとすれば、なすけない。これは金額的にとてもけたが違う。それで、アメリカ政

内訳を確保するというふうに、通産省が目覚められることが必要なのではないかと思うのでございま

すが、大局的御判断として大臣はどうお考えになられますか。

○中尾国務大臣 今渡部先生、地元の神戸の問題を出されましてその例を引かれましたが、それは聞いておりまして、たしか一千六百二十億円といふ額は、今までの観点から申し上げるならば、全く

中小企業庁としては、その法外な予算獲得の任務を果たしたということにおいて、ある意味における万歳を叫べるような状況であったことは事実でございますが、そのように微細にわたってこう分けてみますと、一万数千と言わわれている中小企業の商業街づくりにそれが一体何の役に立つか、全部デバイドしてみれば実際一億円くらいのものだということになれば、引き水か、あるいは活性化を勉強中のところが五カ所しかありません。実際上は全部予算問題なのです。

こういう場合には、どういった御指摘であろうかと思ひます。恐らくここで述べるところになれば、引き水か、あるいは何といいますか、呼び水かそんな程度のものじやないか、こういう御指摘であろうかと思います。

確かに、そういう意味においては、私も担当して見ながら実は同じような疑惑を持つたこともござります。しかし、さしつけめ今の段階で一遍に、その全体の中小企業をそのままやつていくというわけではない、その中におけるステップでございま

すから、それだけに、主要な現時点の中における問題点などを相当力を入れていくということになりますれば、今回とった予算というものは全体の貸付制度でござりますけれども、これは国と都道府県などとの協調融資である体質強化資金助成制度を活用して今回創設したものでござります。

まず、貸付対象はどこでござりますけれども、これは大型店の進出によりまして影響を受ける中小商業者あるいはサービス業者を対象にしております。もちろん、それがそれを端緒にいたしましてお話しになる立場で、簡潔にわかりやすくお示しをいただきたいと存じます。

○江崎政府委員 この中小流通事業転換等特別貸付制度でござりますけれども、これは国と都道府県などとの協調融資である体質強化資金助成制度を活用して今回創設したものでござります。

まず、貸付対象でござりますけれども、これは大型店の進出によりまして影響を受ける中小商業者あるいはサービス業者を対象にしております。もちろん、これがそれを端緒にいたしましてお話しになる立場で、簡潔にわかりやすくお示しをいただきたいと存じます。

申込先でござりますけれども、これは県によつて多少異なりますが、県あるいは政令指定都市の商工関係の金融担当課あるいは中小企業総合指導

所などということにしております。なお、取扱機関ですが、これは商工中金ですとかあるいは民間の金融機関ということにしております。

それから金利でございますが、これも県によつて多少変動がござりますけれども、現在は標準的には五・三五%プラスマイナス1%以内におさまるようにならうことにしております。

握つておつてほくそ笑いをしておる。野党のうるさい議員が言つたときだけこれは大声で読み上げるというふうに見えるのであります、ひがんで言うと。この私のやじにしつかりこたえて、今後は予算をふやしていただき、かつ各地方自治体においてこれが執行されるように私は希望しておきたいと存じます。この問題はもちろんそのつもりでおありでございましょうから、私は答弁要りません。

あります。その博物館がおもしろい。古い時計の博物館とかこま回しの博物館であるとかブリキのおもちゃの博物館であるとか、思いも寄らぬおもしろさがあるので、最近の観光コースの一つに今なりつつある。そういうおもしろさを街の中ににくってきた力はその方々のボランティアの力によりますけれども、それを誘導するためにだったら誘導策が必要なのであります。商店街にのみそれをお荷物しようとすると、その商店はその大きな金利負担のために倒れてしまうという状況にある。

したがつて、先ほども同僚の議員と廊下で立ち話をしていたのであります。農業の場合だつたからもうちょっと細かいくんですね。ところが、どうも自分を抱き手にしてこううのは、そこらへん

○渡部（一）委員 これはそちらから押借したものであります。現在のところ、実施時期が確定したところが三十二自治体、そのうち時期未定が二と書いてありますから三十でございましょう。融資規模が百五十・五億円、うち二年度のが〇・四億円というペーパーをちょうだいしました。こうやって見ると、東京もまだですし、札幌もまだですし、大阪もまだですし、京都もまだですし、奈良もまだですし、鳥取もまだですし、主要県で相当おつちてているわけですね。また、私のおります兵庫県でいうと五億円ですね。そうすると、五億円の規模を融資対象に、細かく分けられれば幾らでも細かく分けられます。この程度でござりますと恐らく十件ない、七、八件で終わってしまうのだろうと思うのですね、この程度の融資規模で割つてやりますと。

のは、一六%の市場がその中に五〇ないし六〇%の空き店舗を神戸ですから持っているわけであります。神戸は非常にしゃれた街なんですからそんな空き店舗があるように見えないのでありますけれども、そうである。全体をならしていくと約二割ないし三割が空き店舗である。空き店舗が一ヵ所発生いたしますとその商店街はずっと死んでいく。中には、お魚屋さんがつぶれると商店街がつぶれるものですから、商店の人が、花屋さんも肉屋さんも全部魚屋を毎月一日だけやつて商店の魚屋を維持しているなどといううなげなところもあるわけであります。

そして、その空き店舗対策のために先ほど豊みかけていろいろな御質問が出ておつて、それにに対する御返事もいただいて感心しているわけでござりますが、あの質問に漏れております点を何点か申し上げます。

小さな店舗が隣の空き店舗を買おう、あるいは借りようとした場合に、その買ったためのお金の融資を受けられる筋というのがほとんどないのであります。組合にはお金を貸す、しかし農業協同組合と違って商店の組合は金がほとんどない。信用力がない。商店の組合というのは仲よしクラブに

のために適切な税金対策とか相続税対策をやつた上で別家の家を持つて、しかもマンションか何かを別につくつて収入源を確保するんではないと、老夫婦はそこから出ていかれない。その老夫婦を世話をする機関がない。そうするとどうなるかというと、くしの歯のよう抜けでいた空き店舗のところに老夫婦がじっと住んでいる。そして昼間も電気が消えてる商店街の中のその空き店舗のおかげで問題は深刻化するというふうになるわけあります。

したがつて、私はこの融資制度、その他の制度はよろしいんですけどね、一体だれがそれを融資してくれるのかね、だれに対してこの融資は行われるのかね、またその適用基準はもうちょっと力の弱い商店の個店に対する配慮があつてかかるべきではないのかね、こういうふうに思うわけであります。そうでないと仏つくつて魂入れずといふ仏師の言葉がござりますけれども、そういう場合にはこれはだめになってしまふんじやないか。

あとの人の相談を受けたのはこれで融資をつけて何とか立ち上がれるかなと思うと、具休問題からうとすごく使いづらくて、これは余りお金として出でこないな、実行不可能に近い感じがするなというにおいがあるなということを先ほど保守系の某議員とお話をしていたところでございます。私は、その意味でもうちょっとうまくやつていただけないかな。これは、もうちょっとうまくなどいうばんやりしたあいまいな意見で申し上げるのは恐縮なのでございますが、この空き店舗対策についても、きめ細かなと申しますと正確でございますが、お願いできないかなと思っているわけでございますが、いかがでございましょうか。お答えのできるところだけで結構でありますて、この法案では余りうまくいっていないのはもう既にわかつております。ただ、この次にまた御研究いただきなければならぬと私は思います。

○江崎政府委員 この空き店舗関係で今回中小企業事業団の高度化融資の枠組みに入れましたのは、新しい商店街組合とかあるいは街づくり会社が空き店舗を商店街で取得いたしまして、それを新しい意欲ある他の中小小売業者に譲渡する目的で取得する場合に、商店街整備事業を実施または

実施していることを条件にいたしまして融資をしようということで、これは融資の比率は全額でございまして、金利は四・三%ということでございまます。

それから、委員の御指摘の中に、個々の商店に対する融資、これを組合の保証等で高度化融資ができるのかというお話をございましたが、高度化融資はあくまでも個々の中小商業者で行い得ない事業を組合とかあるいは共同出資会社が全体として行おうということで融資するものでございまして、個々の中小企業の事業に対しても、やはり中小企業金融公庫ですかとかあるいは国民金融公庫といったよつた機関を通じまして、こうしたところからの政策金融の対象にすべきではないかといふふうに考えております。

それから、今世物館といふお詫びが出来ましたけれども、組合等がその商店街のためのコミュニティー施設を使うという場合には、先ほど来議論が出ておりますけれども、国と県あわせての補助金でございますとか、あるいは中小企業事業団を通じる八〇%までの無利子の融資ですとか、あるいは減債権却の特例といったようなことが支援策としてござります。

余り詳しく言うのは氣の毒だから言いませんけれども。商店街の中に一つの施設をつくる、それは、そこのところに集客能力があるって、組合として、全體がもうかるような施設ならみんなでつくることができるのです。ところが、ただの趣味のためのそういうコミュニティー施設をつくったのではもうけにならないというふうに考えられるわけです。ね。ここが面倒くさいところです。したがって、コミュニケーション施設をつくればいいんだがというところまでは話がいくんですけど、壊れてしまう。例えば、後の方でお話をいたしますが、老人の運動場を抱き込んでいる店が神戸の場合にもあるわけなんです。八階か何かのところにある。それ下さいの方に小売店があるのです。最近のお年寄りは

元気なのか、みんなそこへやつてきたりはテニスをやつたりあるいはバスケットをやつたり、猛烈にエクササイズをやつておられる。そして、その人たちはエレベーターで真つすぐ下へおりて帰つちゃうのです。初めの予想は、おりるときにその辺をうろうろされてしまつかりお金を使って帰られると思つてつくられたのですが、そうではない。エレベーターですとんとおりてぱつと帰られる。その商店街としては甚だ不満なわけです。

そうすると、どういうことになるか。当初の予想と余りにも違うのですから、その施設は要するに市が出してくれ、われたちは関係ない、そういう話に変わつてしまつてゐるわけです。したがつて、お年寄りの方から言うと、全部帰つてゐるわけではなくて、街の中の散策と同じように商店を眺めたりお話ししながら帰つていくのですから大変うれしい施設なんではありますけれども、されると、コミュニティ施設の大部部分というのはその金利負担に耐え得ないのであります。

したがつて、商業集積施設を考える場合に、コミュニティ等の施設、これはどうしても地方自治体、公共機関がそこにかみ込んで、その予算の相当分を出さなければできないのであります。それを商業組合に負荷して、おまえの方でどうまくやれよと言われますと、逆に物すごい資本がかかり過ぎてだめになつてしまつ。ここに難点があるわけです。だから、私に言わせると、今のお話を残念だなと思いますのは、そういう商業協同組合の実態と、いうものから少し遠い点があるのではないか。したがつて、それでいい点もあるかもしないが、今後はもう少し御研究いただいた方がいいのではないかと私は思つてゐるわけなんですね。答弁させるのはもう氣の毒ですからやめますよ。だからこれは今後御研究ください。よろしくうございますね。かすかにうなづいておられる御様子ですからよしといたましょ。

次、商店街の三つの話題というのかございました。たる商店街へお連れいたしましたところ、ひどく不評でございました。その商店街の名前を言うのは控えさせていただきますが、東と西とでございますが、日本で一流のところであります。ところがどうしてそういうことになつたのかといいますと、小便のにおいがすると言うのであります。そして、居住者の魚を焼いたにおいなんかが立ち込めるというのをもう一つ言っておりましたか、要するににおいてあります。においはどうしてなのが、共同施設がちゃんとないのかと聞きますので、こちらが、日本の場合は食品衛生法上レストランには必ずトイレがついているのだと説明しましたところ、非難ごうごうの攻撃となつたわけであります。汚いというわけです。なぜ商店街にもつと立派な、大きくて換気がしっかりとしている共同便所を設けないのか、日本じゅうどの商店街へ行つても小便のにおいがするではないか、こういう話なのであります。

私はアメリカでつくられておりますモールを六ヶ所視察してまいりましたが、ワシントンでも、ニューヨークでも、ロサンゼルスでも、それからデンバーでもシカゴでも、もう一ヵ所はちよつと忘れましたが、そのいずれも、モールの特徴は、天候型の共同便所のすばらしいものが存在しておらず、ガードマンがついており、明るさとよいに行つても小便のにおいがするではないか、こういふことをしみじみ感じました。国際化していない人々を英語に直して何と言うのか、皆さん通訳になつたときにはひどく困ることであります。正井舟吾などという名前がついに百年も続いて、それが

私は、現行の食品衛生法第二十条の衛生施設の基準及び第二十一条の営業許可という、個店となつておるわけでありまして、この運用がこの上なうな状況を招いたものと思います。もちろん、終戦直後の日本じゅう焼け跡のときに、レストランその他に全部便所を置けと指導された方は立派な指導官であつたと思いますが、現況はそれにそぐわない。しかも、大規模店舗あるいは大きい商店街あるいはモール街を建設しようとすると現状に合わないわけであります。

今ここで下手な聞き方をすると通産省としては、それは厚生省の所管であるとおっしゃるおそれがあるので申し上げるのであります。商業集積を地元住民の利便に供するためには、このようなおくれた法律を擁して改正の意欲を見せない当局に対しても交渉の必要があるのではないか。また、この問題については厚生省それ自体も御研究が、両省に対して御見解を承りたいと存じます。

○江崎政府委員 商店街に参ります外来者が快適にこの商店街で時間を過ごすために環境を整備することが非常に重要だと私どもも考えておりまして、公衆便所につきましても商店街のコミュニティー施設の一つといふように位置づけております。今審議をお願いしておりますこの小売商業振興法の認定計画に基づきまして整備する場合は、国とか都道府県の合計で事業費の二分の一までの補助金の助成をするとか、あるいは高度化融資の対象で補助金以外の所要額の八〇%までは利子で融資するといったような各種の支援措置を講じまして、公衆便所を含むコミュニケーションセンター施設の整備に対する助成をしていくと考えております。

○野村説明員 お答えをいたします。

レストラン等飲食店営業施設につきましては食品衛生法におきまして、御指摘になりましたと

うに都道府県知事の定める施設基準に合致しなければならないこととされております。排せつ物に由来する食中毒菌等による食品等の汚染を防止するためでございますけれども、国としても準則を定めておりますが、従業員の使用に便利で衛生的な手洗い、防虫設備等の整った清潔な便所を設置しなければならないこととなつております。したがいまして、原則的には個々の営業施設おのおのに適切な便所を設けることが必要ということをございます。

のたむろする共同便所を想定して言われたものと私は拝察してやみません。それは時代が違う。そういう考え方で商店街に口を出してもらいたくなかった。商店街全部壊れてしまう。厚生省の野蛮な法律解釈のためにこれでは身動きがつかない。

す。現行はああいう調子であります。少し前より答弁がよくなつた。けれどもその程度であります。しかし、今立派な公衆便所をつくれば食品衛生法なんかクリアすることは明らかじやありませんか。都道府県知事に対してしょっちゅう行政指導している官庁の言うせりふとは思われない。だから商業集積のせつかくのこの法案の進行が前途暗いものになるかどうかの境目ですね。私、何も自分の

二十年にわたる経歴を便所の問題でかなり立てた議員などと言われて終わりたくないですよ。そんなこと、私は言いたくない。けれども、この委員会でのここで頑張るか頑張らないかで、きれいな商店街ができるかどうかの百年に一回のチャンスかもしれない。だから私は畏友でありますところの大臣の見識にも訴えて、この問題に対する政府の各省共管の法律でもござりますからその気分を援用されまして、この問題に対してもう一回御研究をおいただきたい、しかるべきお答えを出していただけます。

だきたいと希望するわけでござりますが、いかがでござりますか。

○中尾国務大臣　これは本当に渡部委員　お怒りを込めて言われましたが、当たり前のことがと私はも思います。しかもなおかつ、ただ机上論で言つてゐるわけでなく現に神戸という、全く私も散策するだに気分のいいプロムナードを持つた商店街を見るにつけそのようにも思ひます。さらにまた先ほどのお言葉の中ではございませんが、アメリカのそういう面々を連れ、実態をそのまま見せて、

そしてまたデトロイトその他各市から参った有力なる方々がどうも日本の国の商店街、商店という

よりは多少嫌なにおいがするな、臭気に至るまで
も指摘されたというその気持ちも私自身も実見が

ありますからよくわかるのでござります。それだけに、何十年に一回ができるこの大きなターニングポイントといいますかチャンスに、このエポックにこれを生かしていくということは課題であることを思つておひま十分、これほんに名前で

と見ども思つておりますから、これは財に銘じて、そのような方向で前向きにもとらえていきたいと思ひますし、これは通産省だけが頑張る問題でも

また厚生省だけが頑張る問題でもありませんから、これはともども語り合いを横の並びで続けて、そしてかかるべきそのような方向におけるこの大きなチャンスを逃さないよう、海部委員のお言葉を体しながら頑張ってみたい、このように私は前向きに答弁させていただきます。

○渡部（一）委員　ありがとうございました。
もう一つの商店街の三つ目の災いを申し上げたいと思います。それは明らかに商店街の来客用の共同駐車場についてでございます。

商店街は商圏別に見ると、百万人程度とか二千万程度とか十万人程度とか一万人程度とか、規模がいろいろございまして、それに対して駐車場の要望というのはレベルと大きさが甚だ違うものでございます。しかしながら、大きさ、レベルは違いますけれども、その商店街にどういう形で駐車場を設けるのがいいのかというのももう大問題にななっております。

また神戸の例で恐縮でございますが、神戸の例では八・四%の商店街が駐車場を持つていてないわけであります。その八・四%の商店街に対して、数が八・四%ですから細かいのがうんとございますが、駐車場が欲しいかと聞きますと、実はそのうちの七〇・二%が駐車場が欲しいと答えているわけであります。八、七、五十六でございますから全体の五六%、ほぼ半分の商店街が駐車場が欲しいよと答えているということを意味しているわけであります。

この駐車場に対してどういうふうになつていいかと存じますと、私どもが何だかんだ申し上げるのは、大変恐縮なのでございますが、建設省から審議官もお見えの御様子ではございますが、共同駐車場整備促進事業が創設され、商業地域振興総合整備事業の一環として行われている。これは共同駐車場整備費に対する補助としておりまして、地方公共団体、土地所有者等が共同で駐車場を整備する場合、地方公共団体は設備工事費分の整備費、これは共同駐車場整備費、用地費を含まず、の四分の一を補助し、国はその補助分について補助を

する、ただし補助の対象は三百台分を限度とする、補助率三分の一、こうなつてゐるわけであります。

これはどうしたことかと私流にいいますと、土地は相手にしないよ、設備だけを相手にするよ、設備の四分の一の三分の一ですから、十二分の一だけを国が払うケースがあるよと言つてゐるわけでございますね。そうするとどういうことになるか。十二分の一のお金をいただいただけでは駐車場はできない。それから土地を手当してすることがほとんど不可能でありまして、公共の公園の下とか小学校の運動場の下とか、さまざまなアイデアは出ているわけではござりますが、十二分の一といふのは少な過ぎる。

それからもう一つは、五十台以上の駐車場であることと、下が五十台になつていて、五十台から三百台の間になつてゐるので、ところが、やつてみますとどんなことがわかつたかというと、神戸市がみんなの要望を聞いたら、五十台から三十台の間の駐車場が必要だというのがわかるものですから、三十台から五十台のところを神戸市が補助をいたしまして、市の施設用地等を提供しつつこれを進め始めているわけでございます。ところが、現場で聞いてみると、商店街の要望のほぼ半分は実は三十台からもう一つ下なのであります。三十台から二十台ぐらいの駐車場、しかも自転車の置けるところを含んだものが欲しいというものが半分ぐらいあるわけでございます。そうしますと、この法律はひどく大きくてきておりますが、五十台から三百台のところに国の法律がある。神戸のよう、五十台から三十台のところに市の補助がある、三十台から下がないという状況になつてゐるわけであります。しかも、その中で土地の手当でというのがない。

そうすると、大店法等の審議の場合に言われるところでございますが、既存の大型店舗の方は千台クラスの駐車場を持つ大商店街を統合していくおこりまして、神戸市でも、三木とか西脇とか西宮とか、そういう周辺地域のところに巨大スーパーができ上がり始めております。中国縦貫道路に極め

て近接しており、神戸市内から車を飛ばしても、大きくてきれいだなというふうな印象を得てゐる

ところでありますから、繁盛し始めているわけであります。そうすると、市の商圏がそういうところへずっと拡大していく、それ 자체は悪いことでございませんが、インナーシティのところが全滅的な打撃を受けてくるという状況にあるわけであります。その第一の理由が、品ぞろえとかな

んとかいうのでなくて、駐車場、こう出てくるわけでございまして、この駐車場を何とかしていなければならぬかというのが地元の商店街あるいは市場関係者の切なる希望であります。

それと同時に、もう一つ裏側に見過ごせませんのは、インナーシティにある少し老齢化した市民たちの要望として、近所に遊びに行ったり、話しへたり、歩いていつたり、自転車に乗つていつたりするその市の中、彼らの思う街の中

心地というものが寂れていくことがおもしろくなっている状況にあるわけであります。しかし今回の特定商業集積法及び小振法の改正におきましては商業基盤施設として駐車場が含まれているというふうに私は理解はしております。しかしながら、その具体的な助成内容、採択基準等についてまずお尋ねをしたい。そして、できるならば、今私が申し上げたような部分について将来拡大とします。

○内藤(勲)政府委員 駐車場についてのお尋ねでございますが、既存の商店街の活性化のために駐車場がぜひ必要だという地域がたくさんあるうど思ひます。しかしながら既存の商店街におきましてはなかなか土地がない、駐車場をつくる場合でもそういう必要な土地がなかなか出てこない、あるいは駐車場をつくつてもそこにアプローチするための道路整備が十分でない、そういうふうな形でいろいろ問題を抱えていると思います。

しかしながら、何とかして駐車場施策の充実を

たのは、先ほど来御説明をさせていただいている

ますが、例えば公共事業として、公共事業の補助制度を活用しながら駐車場を新しくつくるようにする。これは地下の場合もありますでしょうし、立体駐車場ということもあり得ます。そういったことを考えました。それから、再開発に絡めた駐

車場の補助制度の拡充を考える。

それからもう一つは、委員御指摘の共同駐車場の話でございます。共同駐車場につきましては、個々の民間の商店主がつくるということではなく共同してつくる場合、確かに台数は五十台以上三百台までを対象にしてということで、おっしゃられるおとおりでございますけれども、共同駐車場と

いうものの公共性にかんがみ、それを新しく補助対象としたいということで新しい制度をつくりました。その場合に私ども、公共性といいますか、補助対象とする公共性というものを考えたときに、ある一定の集積が欲しい。その地域の土地利用の効率化、道路機能の効率化、安全性の確保とか、そ

ういったことを考えたときに、ある一定の、何台以上ということがあるのはやむを得ないことはないかと思つております。それで、今回平成二年度からでき上がつた制度といいたしましては、五十台以上ということで、これは一つの基準かと思つております。

なお、補助対象が三分の一といいながら、実質機械設備面などを中心として補助率は三分の一だけれども、補助対象が四分の一だから実質十二分の一だというのはそのとおりでございます。この辺につきましてはさらなる検討を進めたいと思っておりますが、平成三年度スタートに当たりまして、実質十二分の一という補助率でスタートせざるを得ないのでですが、具体的な箇所につきましては自治体の方々の協力も実際はいただかなければいけないと思います。そういった話し合いの中でこの補助制度が少しでも生かせるような形で運用したいと思いますし、今後とも既存商店街の駐車場対策については、平成三年度こういう形でスタートいたしましたけれども、今後検討を進めていくべき

大きなテーマだと考えております。

○高橋(達)政府委員 ただいま建設省の方から御答弁ございましたが、通産省といたしましても、委員から御指摘ございましたように、商業振興の立場から、商店街の商業基盤施設整備という観点から駐車場の補助を行つておるわけでございました。それで、ただいま御審議いたしております小売商業振興法、この認定に従いまして整備をする場合でございますが、国、都道府県から二分の一の補助最大三億円までの補助金を助成することにしておられます。この場合に台数制限はございませんで、小規模な場合でも可能であるわけでござります。

ただ、御指摘ございましたように、土地代につきましてはこの中に入つてないわけでございますけれども、補助金の性格が商業基盤施設整備を補助するということでござりますのでおのずから限界が出てくるわけでございますが、小売商業者の立場から見ると土地代が大変なんじやないかといふことはまことにごもっともな御指摘ござります。この場合に台数制限はございませんで、そこのことにつきましては、中小企業事業者から見てくるわけでございますが、これは商店街振興組合のような組合とか、あるいはいわゆる街づくり会社のよう第三セクター、そういう組織が整備をする場合でござりますけれども、土地代を含めて所要額の八〇%まで融資をする、これはことしから大変有利な条件にさせていただいておりまして、まず無利子であること、それから返済期間が二十年で据置期間が五年というようなことで、その点につきましては組合及び組合員の方から使いやすいよう制度になつておるところでございまして、これらで駐車場の整備をいろいろしていただきまして、まずは無利子であること、それがございまして、これから駐車場の整備をいろいろしておるといふふうに考えておるわけでござります。

○渡部(一)委員 ありがとございました。それではひとつ御努力をお願いしたいと存じます。最後に、大臣にお尋ねしたいあります。今回の大店法の改正は、国内的な要因から発生した、国内で処理すべき問題を解決するんだよという立場だけではなくて、明らかに対外配慮であ

り、対米配慮であり、特に最近の半導体問題であるとか自動車の輸出入問題であるとか、そうした一連のアメリカ経済の曲がり角に対する日本側の配慮というものによって影響されていることは明らかだと存じます。しかし、これをチヤンスとして、日本の立ちおくれた商店街を真実の意味の近代化の商店街に切りかえるチヤンスとされた、そのため法案を整備されたという御努力に対しても私は高く高く評価して言葉を惜しまないものであります。

しかししながら、この政府が時々おっしゃいます、自主的決定で大店法を改正したよという言葉を時におっしゃいますので、これはちょっとと賢明な日本国民にはそうは見えないわけでございまして、そして、どうもおもしろくないなという感じが込み上げてくるわけでございます。それは、私ども約されているが、その見直しの公約が一体何を基準にして行われるか国民にまだお知らせいただいていない点が一つあるかと存じます。

これは国際関係の交渉状況であり、国内の商業施設の発展の状況がどこまでいかうところを動揺しながら言わなければならぬから現段階では言えないよとおっしゃるのはそれはわかります。そしてそれはお役人としてそういう発言をされることは理解できる。しかし、どういう点から見直すかといふ基礎方針を国民に言わないでもしこのまま押すとすれば、国民の中の不信というものはやがて少しずつ増大するのではないか。

例えば、こんなところで一緒に言うのは申しわけないけれども、半導体のシェアの問題も、最初の交渉がひどくまづくて五年前に日米経済摩擦の象徴にされ、通商法三〇一条によつて制裁されるぞとおどかされながら結んじやつた。しかも、そのとき業界のある皆様方が二〇%はいいよと叫んでしまつたのでそれを取り入れて二〇%というシェアの約束をしてしまつた。そしてその二〇%が守られないという状況になつて約束などか努力目標にすぎないという大騒動になつてしまつた。

そして今もなおかつその問題について御省は苦しんで交渉されている真の最中だと私は伺つておるわけですね。そういういきかげんな約束をしておいて全部後でしょい込むという態度でなくて、國民に理解を求めて、ある一線はびしつと筋を通しておいて交渉するという面もあつていいのではないかと思うわけであります。

この辺は極めて複雑な問題だと私は思います。そしてさじかげんの要る問題だと存じますが、この委員会において大臣がこの対米関係の配慮のテーマについて言葉を余り多くは述べておられませんので、私は、対米的な配慮、そしてそれに対する我が国の通産外交の基礎的な立場というのをこの際示していただきがかなと思っています。そこで私は、対米的な配慮、そしてそれに対する官レベルを含む事務レベルの折衝が行われているところではございます。したがいまして、言えるべき点と言えない点とこれははつきりございません。私も記者会見で何回となく問われておりますが、これは折衝中でありますからということにおいて決して言わない立場をとらせていただきますので、その点も御了解のほどをこいねがいたいと思いますが、現在、日本市場への外国系半導体の販賣が、これは折衝中でありますからということにおいて御質問するわけであります。

○中尾国務大臣 渡部委員から大変に基本的な御質問、並びにまたその過程まで踏まえた御質問をいただきましたので、私も私なりに率直に述べたいと思う次第でございます。

今回の大店法改正そのものは、昭和六十三年十二月の規制緩和推進要綱、あるいは平成元年六月の九〇年代流通ビジョンの提言、及び昨年の、先生御案内の日米構造開拓協議最終報告そのものを踏まえて提案したものでございます。したがいまして、全く日米関係に關係なく自主的だけの問題としてやつておったということではそれはございません。世界の環境そのものであつて日本の方々がいかなるべきものであるか、そういう点を踏まえなければならぬといつ今の実態を当然のこと叙述化していくためにつくられていくものである、以上でございます。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。

ささらに、そのような意味において一つの類例としても、委員、専門家でもございますその日米関係の問題のシェアの問題特に半導体の問題なども例に出されました。御指摘のとおり、現在、次に理解を求めるプロジェクトがあるかといふことにしても、委員、専門家でもございますその日米関係の問題のシェアの問題特に半導体の問題なども例に出されました。御指摘のとおり、現在、次に理解を求めるプロジェクトがあるかといふことについてお答えいたします。

○小沢(和)委員 私の質問をよく聞いて答えてください。私は、この三万平米以上というのに当たるものがこの一年ぐらいの間にどれぐらい出店表記としましては十プロジェクトを一応想定をいたしました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

まず、確認しておきたいのですが、高度商業集積法には御承知のように二つの概念があります。一つは高度商業集積、これは大型店と専門店を含む小売店、小売商業が一緒になつて一わかりました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

それで、今三万平米とおっしゃいましたが、これはまだそういう規模について私ども決めておりませんが、相当程度のエリヤが予想されるということは事実でございます。それから現在、この法律案提出に伴いまして、全国においてどの程度これまで期待するプロジェクトがあるかといふことにについて事前調査をいろいろ行つておりますけれども、私どもこの候補としては大体数百のものがあると思いますが、ただ平成三年度において具体的なプロジェクトとしてどの程度のものが対象になるかはこれから問題でございますが、予算的措置としましては十プロジェクトを一応想定をいたしました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

○小沢(和)委員 私の質問をよく聞いて答えてください。私は、この三万平米以上というのに当たるものがこの一年ぐらいの間にどれぐらい出店表記としましては十プロジェクトを一応想定をいたしました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

○坂本(吉)政府委員 ただいま委員御指摘の十一件につきましては、これは売り場面積として三万平方メートル以上ということでございます。問題になつております高度商業集積の規模をどの程度のものにするかといふ点はまだ明確に定めているおりますが、そういうことになります。

まず、確認しておきたいのですが、高度商業集積法には御承知のように二つの概念があります。一つは高度商業集積、これは大型店と専門店を含む小売店、小売商業が一緒になつて一わかりました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

○小沢(和)委員 特定商業集積法案は、大店法改正で打撃を受ける中小業者や商店街を活性化し、大型店との共存共栄を目指すものとされておりました。しかし、特定商業集積法案、その中でも高度商業集積についての施策は極めて露骨な大企業助成策になつていると言わざるを得ません。

まず、確認しておきたいのですが、高度商業集積法には御承知のように二つの概念があります。一つは高度商業集積、これは大型店と専門店を含む小売店、小売商業が一緒になつて一わかりました。では、十分御認識の上で御質問でござります。

○奥田委員長 小沢和秋君。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。

○坂本(吉)政府委員 ただいま委員御指摘の十一件につきましては、これは売り場面積として三万平方メートル以上ということでございます。問題になつております高度商業集積の規模をどの程度のものにするかといふ点はまだ明確に定めているわけではありませんけれども、恐らくその場合には他の諸施設を含めて全体の施設の面積が何万

平方メートルくらいを考えるかというようなことにならうがと思います。仮に敷地面積全体を三万というふうに考えますと、例えば売り場面積が二万平米以上というようなケースが多いかと存じますが、その場合にはただいま御指摘の十一件も含めまして約五十件くらい昨年の五月三十日以降出店表明がなされているのが実情でございます。

○小沢(和)委員 私は根拠のないことを言つていいわけじゃないのですよ。この調査室からいたただいた資料に「施策の仕組み」ということでちゃんと表が載つております、「商業施設」ということで三万平米以上というのが、ちゃんと要件だとここで三万平米以上といふのが、これでお尋ねをしているわけです。

特にアルパークは広島市の西部臨海埋立地商業街はJRの新駅、公共バスターミナル、駅からアルパークまでのペデストリアンデッキなどが都市計画に基づき、公共事業としてアルパークと一緒に整備されております。これが本法によってこれまで以上に体系的、計画的に推進されることになると思います。

いう要請のもとに今回高度商業集積においていろいろな対策を講ずる。特にそれらの要請は、先ほどもござりますよう駐車場等を含めての公共施設の一体的整備が非常に重要である。良好な都市環境の形成を図ることも時代の要請でありますので、そつた意味で結果的に大型店も対象となる助成策になつたわけでございます。

特に商業基盤施設につきましては、収益性が低く投資の懐妊期間が長いこと等から事業のリスクが高く、そういう意味で民間事業者独自では整備が必要しも容易でないといふことから、国として積極的な助成策を講ずる、こういうふうに考えておわけでございます。

の増進あるいは地域コミュニティーの核としての役割等を果たすために、各種の商業基盤施設を設置することが求められていることから、国としても積極的な支援措置を講ずることとしたものでございます。

今般の高度商業集積にかかる対策は、かかる観点から行われるものでありまして、大企業助成との御指摘そのものは現に直結した考え方としては当たるものではないかな、このように考へるものです。

○小沢(和委員) 今のような説明では到底納得することはできません。大型店の進出と一体のものとして公共施設を整備をするととも、例えばそれで大きな利便を受けるからと、いうことで、むし

もう時間がないからそのことについては言いませんが、問題は、今までだつたらこのような巨大な店が出てくるということになつたら、それだけで大騒ぎになつてなかなか出店までにこぎつけるのは大変だったわけでしょうけれども、今回のこの法律が動き出せば、この高度商業集積の中核というふうに位置づけられると、実際に大型店はにしきの御旗を国と自治体から与えられるということがなつて、進出そのものの手続の面で非常に有利になるというふうに私は思いますが、いかがですか。

画館などがありますが、これは当然のことながら集客力を高めるために自力で整備したものであります。今度はこういう商業基盤施設の整備に補助金やNTT無利子融資を受け、さらに国税、地方税の減免も受けられるようになる。なぜこのような助成をする必要があるのか、この点お尋ねします。それから、その上、商業施設そのものも半分は五%という低利融資を受けられるようになるわけであります。どう考へても、商業施設は全部自分の責任で資金も調達するのが筋ではないかと思いますが、いかがでしようか。

お尋ねをしたいわけであります。これまで大手流通企業や開発業者、アルバーグでいいますと三井不動産になるのですが、こういうところにこのような手厚い援助を行ったことはないわけであります。先ほどいたいた資料では、この一年間に第一種大型店が五百三十出店を表明しておりますが、そのうち三万平米以上というのはわずか十一件です。これをやるのは、現に巨大な利益を上げ我が国の経済の中でも大きな地歩を占めるに至ったトップクラスの大手流通資本だけであります。なぜこういうような巨大なところ

る各テナントから受益者の負担をさせながら整備をすると、いう考え方だつて私は成り立つと思うのです。それから、商業基盤施設などにしても金を出さないということだつてこれは考えられるでしょうし、まして商業施設そのものというものは売場のことでしょう。そういうものについて今まででも自力でやりなさいと言つていたのに、これについてそういうトップクラスの大企業がやるものについてわざわざ五%というような安い金利で貸し付けをする、何でそういう有利なことを特別にこういう非常な力を持つている大手商業資本に

○小沢(和)委員　だから、それは形式的にはそういう手続を経なければならないのはわかつてますが、都市計画やらの中でもちゃんとそういう大型店が出てくるということを前提にして街づくりいろいろ計画するわけでしょうね。だから当然、出てきてくださいと言つてこっちの側が前提にするわけだから非常に有利になるのではないかですかといふうに私はお尋ねをしたわけです。

私は、この質問をするために千葉県野田市のノア、広島市のアルパークを調査してまいりました。

○ 横濱市政府委員 委員街指揮のアルバークとかジヤスコのノア等のプロジェクトは、たまたまそういう大型店が中心になって自主的につくつたものでありますことは事実でござります。

私ども、昨今の流通の合理化あるいは内外の情勢等によって大店法の規制緩和により流通構造が大きく変革していく中で、商店街も従来のように大店舗を排しまして自分たちだけだといつよりもむしろ一線になつて顧客を集めて特色を生かしながら共存共栄を図つていきたい、かつまた消費者のニーズの方からいいましても、その地域コミュニティーにおいて街づくりを通じて商店街の振興を求める、そういうような要請が強まつてきておりますて、言うなれば共存共栄を図りたいと

にだけこういうような援助をやるのか、お尋ねをします。

○中尾国務大臣　高度商業集積というのは、また特定商業集積法第二条にかんがみまして、そして中小店と大型店の共存共榮によつて中小小売商業の振興を図ることをその目的の一つとしていることは御案内のとおりでございます。大店法の規制緩和等によりまして我が国の流通構造が構造的に変革している中で、第一に商業集積が地域の生活、消費経済の中心としての街の顔であるということから、街づくりの視点というものを踏まえまして整備することが必要であり、公共施設の一体的消費者が求められるとともに、第二に、物販のみならず、消費者ニーズへの対応等を適じた顧客利便性。

対してだけやらなければならないのか。これは私は理屈に合わないと思うのですが、いかがですか。

○棚橋政府委員 その大型店が建屋、商業施設をつくりました場合に、第三セクターの形でそれが運営されるわけでございますが、その第三セクターが運営するこの商業施設に中小小売業者が相当程度のウエートで入ること我が支援の重要な前提要件でありまして、その場合同に、入居するいろいろのテナント料等の条件について相当程度優遇措置を講ずることによってそれが還元されるものと期待をいたしております。

○小沢(和)委員 今、この高度商業集積の中に地元の中小業者を入れて共存共栄を図るために、いろいろな効果をしてテナントが安く入れるようにな

条件をつくるんだ、こういうお話をだたわけであります。しかし、私がアルパークなどを見てきた印象からすると、それについて疑問を持たざるを得ません。アルパークの中には百二十三店現在入っているのですが、地元の中小業者で入居できましたのは二店だけであります。残りは有名な全国規模とかあるいは国際的にも名の通った専門店ばかりであります。アルパーク周辺には五百八十店舗、八つの商店会があり、西部商店会連合会を構成しておりますが、そこの幹部の話では、テナント料が約五千万円、それに店舗の改装費、当面の運転資金などを入れると最低一億円は用意しないと入れないというわけであります。これでは一般的な商店は手を出せません。

千葉県のノアは、共存共栄の典型例として挙げられるだけあって、テナント百店のうち地元が五十七店を占めております。私の地元はどうかと思つて調べてみたんです、北九州の副都心黒崎駅前になります、そこうやジャスコをキーテナントとするメイト黒崎も、六十七店中地元は二十八店であります。ノアとメイト黒崎はテナント料などがアルパークよりかなり安いので地元店が割に多く入っておりますが、それでも重い負担で苦労しております。結局地元の中小業者と共存共栄といつても、入居して大型店と一緒にやつていけるのはごくわずかな地元の有力業者だけというのが私の調査結果であります。それとも、やる気さえあれば普通の地元業者でも入れるような特別の保障を政策的にしていくことになるんでどうですか。

ついで、本貸付制度の活用により円滑な入居が促進されるものと考えておるわけでございます。
○小沢(和)委員 テナント料を貸し付けたりするということは私も知っておりますけれども、今、私アルパークの例でいくと一億円くらいは用意しないとしても入れないという地元の業界の幹部の方のお話を紹介したんですが、あなた方はそうすると、こういうような優遇措置とか融資とかいうことをやつてどれぐらいで入れるようにしたいとお考えなのか。私、さつきごく普通の店でもやる気があれば入れるようにするのかというふうにお尋ねしたんですが、その点どうでしようか。

○棚橋(政府)委員 御指摘のアルパークのケースについては私ども詳細には存じませんが、私ども現在我考えております優遇策は、保証金・敷金を含めての建設協力金とかテナント料、いわゆる家賃について相当程度の優遇措置を考えておりますが、金額的には今この段階で申し上げることは控えさせていただかざるを得ないと思います。

○小沢(和)委員 ただ、結果としてアルパークは一億円くらい用意してないと入れないというふうに言われたのですが、それに近いようなものになつたとというのだったら、地元のごく普通の、やる気のある中小業者を育成する、共存共栄をこれで進めるということには私はならないと思うのですね。

それから次にお尋ねしたいのですが、それでもテナントとして入居できた人はいいわけですかけれども、入れなかつた大部分の業者、地元商店街はひどい打撃を受けるわけであります。ノアが開店した野田市の中央商店街に行つてみましたが、かつては文字どおりにぎやかな中央商店街だったのに、今は客が減つて旧市街地と化して、夜七時にはもう人通りもほとんどない。昼間からシャツターを閉めたままの店や空き地になつてしまつた

私たちは地元黒崎の例も調べてみましたが、駅前に店街の売り上げは軒並み二割から三割削減、既存店舗で撤退に追い込まれたところも出ております。大型店が進出したら全国どこも大体こういう状況になるのではないかと思いますが、この周辺の既存商店街にとって、これが現実の姿だとすれば、およそ共存共栄などというものとはほど遠いのではないでしょうか。

○棚橋政府委員 確かに従来の大型店の進出による影響はさまざまであろうかと思いますが、私どもこのノアのケースについては、先生の御指摘のように若干違った認識を持っておりまして、大幅にふえたわけではありませんが、やや増加傾向にあるというような資料も我々持っております。

しかし、翻つて、高度商業集積の場合の共存共栄のケースは、市町村が基本構想をつくります段階において商工会議所、商工会等その区域の商業者の意見を十分に反映し、先ほども申し上げましたように、大店法の出店調整手続も当然前提にならるわけでございまして、各般の意見を集合しまして、そこで合意が成った段階で基本構想として都道府県知事に申請をし、承認を得るということとござりますので、私どもは、近隣の商業者との利害関係を十分調整した上でそのプロジェクトが出てくるものと期待をいたしております。委員御指摘のような考え方と我々は認識を異にしておるわけでございます。

○小沢(和)委員 次の問題ですが、私はこの法の中に、地元中小業者だけで特定商業集積を形成したり、あるいは集積法とは別に店舗の改裝や駐車場をつくったりする道も開かれていることは承知しております。そして、それはそれなりに改善になるものとして評価もしております。しかし、少々の投資では客がふえるほど魅力的にはならない。思い切った投資をすればある程度補助金がつづき、また、低利で借りられてもやはり返済の負担

が大きくなる。ですから、さらに国や自治体の支援の内容を改善しないとこの制度の活用に踏み切れないというのが現実ではないのか。これを一つお尋ねしたい。

それからもう一つ、またこれを活用する資格条件が厳しくて、高度化事業の助成対象になるのは約一万六千の商店街のうちで商店街振興組合を組織している約四千ぐらいだということあります。が、むしろ今一番困難な状況に置かれているのは、この組織も持たないような中小規模の商店街ではないかと思うのです。こういうところにこそ思い切った援助の手を差し伸べる必要があるのではないかと思いますが、こことのところに対する施策はどうでしょうか。

○棚橋政府委員 まず、特定商業集積の対象となります高度商業集積あるいは商店街独自の施策については、公共事業と一体性という思い切った対策を講ずる観点で相当いろいろ絞られておりまします。ただ、その助成の内容は、委員も御承知かと思いますが、例えばコミュニティーセンター施設につきましては、補助金は国、地方で五〇%、残りの五〇%の八割、四〇%が事業団無利子融資ということで、自己資金が一〇%という非常に手厚い助成策になつております。そういう意味で大いにこれを活用していただけるものと認識をいたしております。

なお、小売商業振興法改正案の対象となる事業につきましては、中小企業庁長官からお答え申し上げます。

○高橋(連)政府委員 委員お尋ねの、一万六千のうちの四千は組合を持っているけれども、あとはどうなるのだ、こういうことでござりますけれども、私どもとしては、やはり基本は個々のお店の魅力を増すこと、これが大事と考えておりますので、いわゆる個店対策を今回かなり充実したつもりでございますが、それは、組織を別にいたしましても適用が受けられるわけですから、ぜひ個々のお店がやる気を出していただく、これを我々は支援していく、こういう考え方でやらせていただ

きたいと思います。

○小沢(和)委員 次に、小売業関係で働く人々の労働条件の改善についてお尋ねをしたいと思いま

す。大型店への規制緩和や企業間競争の激化が閉店時間の延長、年末年始営業の拡大、営業日の増加をもたらし、これはそこで働く人々の長時間、過密、不規則労働の蔓延など労働条件の悪化を引き起こしております。九〇年代流通ビジョンで、ゆとりと豊かさのある生活の実現を打ち出しておりますが、ゆとりと豊かさどころではありません。

労働時間短縮の国際的要請にも反しているのが現状だと思います。これに対する対策をどうお考えになつておりますか。

○江崎政府委員 消費者の行動様式がさまざまに変化している中で、地域によりましては、消費者が夜間に買い物をするというようなことで営業時間が延ばさざるを得ない、そういうことが必要になつてある地域もあるわけでございますけれども、一方、今委員御指摘のように、小売業に従事する労働者にとりまして、ゆとりと豊かさの確保あるいは後継者の確保、従業員の定着といったような観点から、労働時間の短縮を推進するといふことも時代の要請だというふうに認識しております。この両方の要請を満たすには、パートタイマーの効果的な活用ですか、あるいは時差勤務制の活用によりますワークシェアリングですか、あるいは、地域内あるいは商業集積内における営業日ですか、開店時間、閉店時間についての共同の取り組み、こういったようなことを通じまして、労働条件の悪化をもたらすような要素につきましてできる限りこれを回避しまして、新しい消費者の買い物のニーズに適切に対応していくことを期待しているわけでございます。

私も通産省としましても、中小小売商業者の商業集積づくりの総合的な対策というものは、こうした対応を支援するために、各種の指導体制の強化ですとか、あるいは組合ぐるみでの取り組みのための調査事業への支援といったようなこと

を考えおります。

○小沢(和)委員 現実には、その程度の対策ではほとんど労働条件の改善は進まないのじゃないで

しょうか。きょうは時間がありませんから、私はその懸念だけ表明しておきたいと思います。

時間もばつばつなつてきましたから、最後に大臣に私はお尋ねをしたいのです。

結局、大店法を抜本改正し、大型店の出店をさらに自由にすれば、中小商業者の切り捨てが一層加速されることになるのではないかであります。

これまでの十年間に零細業者十六万がつぶされたわけであります、九〇年代通産ビジョンでは、今後十年間に三十万の中零細業者がつぶされる

ということを予測しております。現実には、これをさらに上回るような店舗になるのではないでよ

うか。特に、私の地元北九州は、新日鉄の人減らし等の影響で最近の商品販売額は年平均〇・九%しか伸びておりません。こういう中で大型店の出店

表明が相次ぎ、その総面積は十四万平米に達しております。これが実現すれば、小売り場面積に占める大型店の比率は、五五%から一挙に七〇%にも達します。商品販売額が伸びない中でこれら

の大型店が進出を強行すれば、中小業者はいよいよ客を奪われ、つぶされていくことになります。

商業の中には、将来の展望を失い、この商売も自

由にやめざるを得ません。

この人たちの商売を立て直し、彼らに希望を与える道はただ一つ、今回の大店法、私は改悪だと

思いますが、これをやめて、大型店の出店を許可しようか。

○中尾国務大臣 今般の魅力ある商店街あるいは商業集積づくりの総合的な対策といふものは、小売業をめぐるもろもろの経済的・社会的構造変化や大店法に関する措置の影響にかんがみまして、これに直面する中小小売商業者の意欲ある活性化

対応というものを積極的に支援するというところにその旨があるわけでござります。一連の予算措

置、税制措置、さらには御審議をお願いしております関連の法案につきましても、すべてかかる観点に立脚して思い切った施策を講じていくためのものでございまして、御指摘のような大企業だけを念頭に置いたものではないということを御考慮願うとともに、その利益に寄与することをまた目的としたものでは決してございません。

そういう意味におきまして、中小小売商業振興法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつきましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えられることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

○小沢(和)委員 終わります。

○甘利委員長代理 続いて、江田五月君。

○江田委員 大店法関連五法案の質疑、いよいよ私のこの質問で最後ということになります。大臣

はじめ皆さん、大変長丁場で御苦勞さんでございま

すが、ひとつよろしくお願ひいたします。

実は、今から考えますと何か夢のような話なん

ですが、おととし、春から夏にかけて、我が国の政治の世界は大激震に見舞われたわけですね。政権が国民の信頼を失ってしまう。一方、野党は政

権を担当しようということで協議を始める。国政の選挙でも地方選挙でも、もう国民の方が政権交代を実現するぞという、そういう政権交代前夜の様相を示していたことがございました。

実は私、その当時別に余り甘く考えていたわ

けでもないのですが、しかし、やはり野党として

も本格的に政権を担当したらどうするかというこ

とは考えなければいかぬ、そんな気持ちで、九月

ですが一人でアメリカへ行きまして、レーガン政

権の行政担当者や、それから政治家の皆さんや、あるいは学者やジャーナリストの人たちなどにお会いをして、直接英語でいろいろな話を聞いてまいりました。テーマは極めて広範でしたが、そ

の野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつきましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

ましましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な対応手段として考えら

れることから新たに規定したものでございまして、いずれにしましても、今後とも幅広く、かつきめ細かな各種の支援措置を講じまして、中小小売業者の活性化の努力を強力に支援してまいることをお約束申し上げたいと思っている次第でござります。

しかし、そういう中で、いわゆる米の問題と、そ

して、同時にこの大店法の問題が常に出される。やはり、世界的に保護主義の台頭といふものは防

いでいかなければいけない。もちろん国内では、

野党の方から情報というのを直接にお聞きにいきやないんで、むしろアメリカの皆さんは十分に理解しておられるので、むしろ保護主義じやないか、そういう意味におきまして、中小小売商業振興

法改正案における大企業からの出資等も踏まえた街づくり会社の活用や、商業集積法案における大企

業と中小企業との共存共榮型の集積づくりにつ

きましては、こうした方途が中小小売商業者の今

日的な観点から見て有効な

と思ひます。これで完全に十分であるかどうかは、何はともあれ、いろいろな関係者の意見を聞きながら調整の努力をさればならぬと思いますが、しかし、文句をつけていて、こういう一つの調整点というものをおつきりになった、これは大いに敬意を表しております。

そういう観点からお伺いをしたいのですが、今回は、大店法改正案と輸入品売場特例法が大型店の規制緩和、商業集積法、民活法改正それから振法ですかの改正の三法案が中小小売業の振興施策。これらをもって小売業の事業者間の調整を図るというわけですけれども、これらの五法案、明示されている法案もあるしされていない法案もありますが、いずれもやはりその根底に、消費者の利益、生活者の利益というのが当然あると思います。小売業というのはサービス業ですから、やはり消費者、生活者に利益を得させていく、もともとそういう産業であるわけです。

そこで、この私の質問の一一番初めに通産大臣にお伺いをするのですか、私は、消費者の利益ということから見ると、いろいろな小売業態というのが多様に用意をされるということが実は必要なんじゃないかな、すべてがデパートになってしまったらそれは困るでしょう、しかし、デパートもスーパーも必要だし、専門店ももちろん必要だし、親切な中小の小売店、これも必要だ、コンビニエンストアもあるいは生協もあるいは通信販売も見本販売も、さまざまなものがあつて、それがすべてそれぞれ適正な価格、品質、そして適正なサービスで競争していく、国産品も輸入品もよいものは大歓迎、いろいろなタイプのお店から多様な選択が可能な状況というのが消費者に保障され、これが実はこの小売業をめぐる法規制の一番の根本の哲学じゃないかと思うのですが、通産大臣のお考えを伺いたいと思います。

○中尾国務大臣　まず冒頭に、大変御理解に満ちたお話を賜りまして、大変参考にさせていただき

ました。ありがとうございました。
今回の大店法の関連五法案と申しますのは、消費者の利益に十分な配慮を行っているつもりな
どござります。
具体的には、第一に大店法改正につきましては、
出店調整手続の明確化あるいはまた透明化、迅速化
化というものを図ることなどが第一でございま
して、大店審による地元消費者からの直接の意
見を聴取の法典化等、消費者意見が出店調整手続に十分反映されるよう图つておつりでございな
す。さらに、法改正に伴いまして、小売業における
適切な競争条件が整備されることによりまして
消費者の選択の幅の拡大に寄与しておるわけでござ
ります。
第二に、輸入品の売場特例法案におきましては、
小売業の品ぞろえの拡充に貢献するものと考えて
おるものでござります。
第三に、特定商業集積法案の制定、小振法の改
正、民活法の改正におきましては、魅力ある商店街
づくり、先ほど来いろいろと討議されております
る商業集積づくりの促進を通じまして、消費者の
利益、生活者の利益の一層の増進を図ることとし
ておる次第でござります。
すなわち、商業政策の基本というものは、当然
ながら、多種多様化する消費者ニーズに流通産業
が的確に対応して、先ほど御案内の中とよりと豊か
さの国民生活の実現といふものに積極的に貢献する
よう指導、支援していくこととしているわけであ
ございまして、消費者ニーズといふものは、商品
の価格や品質、小売店の品ぞろえやサービスのよ
し悪し、買い物のための時間的、距離的な利便等
極めて多岐にわたっているけれども、こうした多
様化したニーズにこたえていくためには、大店法
改正により適切な競争条件が整備されて、御指摘
のよる、大型店、中小小売店、専門店、市場等の
十分な業態展開と地域展開が図られることこそが
まさに重要なことではないか、このように考えて
おる次第でござります。
以上でございます。

○江田委員 さてそこで、大店法の手続について少し伺つていきますが、大店法についての昨年十二月の産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会流通小委員会の中間答申でも、基本的な立場として、第一に消費者利益への十分な配慮、いうものを挙げておる。そしてその次に、先ほどの大臣がおっしゃいました「手続の迅速性、明確性の確保」ということを挙げているわけですが、まず迅速性についてですが、答申では、「制度の簡素化」、そして「出店調整処理期間の短縮」、う書いてあるわけですが、これは一体この法律の中でどのように担保されておるんでしょうか。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○坂本〔吉〕政府委員 出店調整処理期間の短縮につきましては、法律と、及びそれを運用いたしました行政指導、これらを含めて出店調整の処理期間というのを設定をいたしております。

法律面に関しましては、御承知のとおり、三ヶ月の届け出を行い、また公示がございます。その後七ヵ月間は営業ができないという規定がございますとともに、まだ、調整に入りましたものは五条の届け出以降最大限八ヵ月かかりまして出店ができるという仕組みになつておりますし、法律そのものの中には、期間は今申し上げたところござります。したがいまして、私どももいたしましては、この最大限八ヵ月間の法律手続のはかに四ヵ月の出店者による地元説明というのを考えまして、都合一年の間に出店調整の処理を行いたい、こう考えておるところでござります。

○江田委員 私が聞いたのは、それはそれでいいのですが、しかし、法律では決まついても、すながづるとこれが相変わらずのことになつてしまつて、それが一体どのように防止できのか、法律の中でそうした期間の短縮というものがきつわり守れるような担保がちゃんと用意されていますかということを聞いたのですが……。

○坂本〔吉〕政府委員 御指摘の点につきましては、全体として、地元説明及び大店審における調整と

卷之三

と思つておるわけでござります。

たいと思ひます。

すので、先を急ぎます。

まことに表明されを廢止することとし、また
いわゆる特定市町村の制度についても廢止すること
とし、先ほど申し上げましたように商議協議につ

○江田委員 その点もせひひとつ間違ひのない
ように運用していただきたいと思います。

さて、大店法の調整手続でいろいろ不明朗なこと、不祥事が起る、こういうこともあつたといふうご聞いております。二つは、もうらん社会

ちよつと角度を変えまして、中小売業の労働時間の短縮の問題、先ほどもちよつとお話を出て、こうした、日本、西ヨーロッパ、アフリカなど、

たときに、大店審の審議や意見聴取のプロセス、これも公開性を図っていくことなどを伺いました。どうもこれまでには委員の名簿も公開しないといふようなことのようだったですが、議事録の公開をしてまいりたいというふうに思つておるわけですが、こうしたことは考えておられるのでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のうち、大店審の委員という方々の名前の公開は、その線に沿つて公開をしてまいりたいというふうに思つておるわけ

的公正という点から見て好ましくないわけです
が、この社会的公正、調整手続での不明朗あるい
は不祥事、こうしたこと起きないようにするた
めにはどのようなことが工夫されておるのです
か。

いた」とおっしゃるが、中間会員では「二十八ページに
中小企業に働く皆さんの労働時間短縮を図る必
要があるんだ、週休二日制の導入を推進していく
必要があるということが書かれているんですが、
これはどのように進めていくんでしようか。労働
省と中小企業庁伺います。

今回の改正によつて、事前手続あるいは抑制地域、商調協の廃止、こういうことになつていいくわけですが、大店審が地元の商業関係者の意見を集約するときに商工会議所などに事務委託のような形をとるんだ、こういう説明を聞いたのですけれども、そうすると地元の商工会議所などへ事務委託、またその中で何か事実上のいろいろな規制が働いて、手続というものが不明確なものになつてしまふというようなことになつてはいけないと思うのですが、これは法律上こうした事務委託などがあつても手続が不明確にならないようにという何かの担保がありますか。

○坂本(吉)政府委員 今回、商業調整を明確にするという点に関しましては、実態の把握は、地元の商店街あるいは商工会議所から大規模小売店舗審議会が実情を聽取する、ただし調整は大店審において一元的に行うということを基本にいたしておるわけでございます。

開するのは適当かどうかという点につきましては、本商業調整問題が大麥利害の複雑に入り組んだ問題でございます。時には大麥深刻な対立が生ずることもあり得るわけでございまして、それを公開するということは、委員の中立的公正さの確保という点からいかがかと思つております。しかしながら議事の概要につきまして、事後的に、いかなる審議がどういう点について行われたかという点につきましては委員の中立性あるいは公正さの維持に後刻影響を与えないという範囲で、できるだけ公開をいたしたいというふうに考えているところでござります。

○田江委員 この議事の公開ということは、どうもいつもそつぱうことで議論になるわけで、公開をすると、それぞれの發言の中立性とか公正性とかそういうものが害されていくんじゃないのか、いやいやそんなことはなくて、公開することによって初めてそうした中立、公正といったことが圖れ

組織におきまして今まで大変御努力をされてこられたところであると思いますけれども、一部には、ただいま委員御指摘のような点もなかつたわけではないようござります。そういう意味で、これが特に利害が直接関係する人による調整という一種独特な形態をとつておりました点も、またそういう疑惑ないしは疑点というものを招く一つの要素ではなかつたかと思うわけでござります。

今回、調整を行つに当たりましては、利害関係者は実情の把握というところに特化することにいたしまして、調整は利害関係のない中立、公平な立場に立ち得る人による調整が必要であろう、それが社会的な公正を維持する道ではないか、こう考えまして、すべての調整を大規模小売店舗審議会の委員による調整にゆだねたということであります。

それで、審議会の委員は非常勤の国家公務員または地方公務員でございまして、御承知のとおり秘密の保持義務、また職務専念な上、専任審議会の委員による調整にゆだねたということであります。

摘要がございましたように、昨年十一月の審議会の中間答申にも指摘されてござるところでございまして、また、こういった労働時間の短縮を進めることが、中小小売商業における労働力の確保にも極めて重要なテーマになるわけでござりますので、非常に重要な問題と認識をしているわけでござります。ただ、消費者サイドからの要望もございまして、営業時間を長くしていくということに相なりますと、これはむしろ時短とは逆の方向を目指さなければいけないということで、一種のジレンマに陥るわけでござりますけれども、何とかその辺を調整して進めていく必要があるというふうに思つてゐるわけでござります。

具体的には、パートタイムマネーを効果的に活用するとか、あるいは時差勤務制を活用するとか、個々のお店での工夫もございますが、また、商店街振興組合などの組合全体で共同で取り組んでいくという問題につきましても、営業日をどうするか、あるのは開店時間、閉店時間はどうするかと

したがいまして、大店審から商工会議所に対して地元意見の整理と集約を依頼する場合におきましても、あくまでもそれは実態把握の一環として行いたい事情でございまして、そこにおいて調整を行なされることを考えているわけではございません。この点につきましては、省令その他で実態の把握を依頼するということを明らかにいたしたい

開するのは適当かどうかという点につきましては、本商業調整問題が大麥利害の複雑に入り組んだ問題でございます。時には大麥深刻な対立が生ずることもあり得るわけでございまして、それを公開するということは、委員の中立的公正さの確保という点からいかがかと思つております。しかしながら議事の概要につきまして、事後的に、いかなる審議がどういう点について行われたかという点につきましては委員の中立性あるいは公正さの維持に後刻影響を与えないという範囲で、できるだけ公開をいたしたいと、いうふうに考えているところでございます。

○江田委員 この議事の公開ということは、どうもいつもそつとうことで議論になるわけで、公開をすると、それぞれの発言の中立性とか公正性とかそういうものが書されていくんじゃないのか、いやいやそんなことはなくて、公開することによつて初めてそつした中立、公正といつたことが圖れるのではないか。これはその社会の実態とかいろいろあつて、いかなる時代であろうとも、これだといつ一つの原則があるわけではない、時代時代の動きによってまた変わつてくるのだと思いますが、基本的にはやはりなるべく秘密のない透明な公開の手続の方がいいわけですから、なるべくそうした方向を目指すように努力をしていただき

組織におきましては、今まで大変御努力をされてこられたところであると思ひますけれども、一部には、ただいま委員御指摘のような点もなかつたわけではないようござります。そういう意味で、これが特に利害が直接関係する人による調整という一種独特な形態をとつておりました点も、またそういう疑惑ないしは疑点というものを招く一つの要素ではなかつたかと思うわけでござります。

今回、調整を行つに当たりましては、利害関係者は実情の把握というところに特化することにいたしまして、調整は利害関係のない中立、公平な立場に立ち得る人による調整が必要であろう、それが社会的な公正を維持する道ではないか、こう考えまして、すべての調整を大規模小売店舗審議会の委員による調整にゆだねたということであります。

それで、審議会の委員は非常勤の国家公務員または地方公務員でございまして、御承知のとおり秘密の保持義務、また職務専念ないし贈収賄に関する公務員並みの適用を受けるという方々でござります。そういう意味で、調整は公務員に準ずるところの大規模小売店舗審議会委員によつて行つといふ仕組みを確立することによりまして、一步でも社会的な公正を高めるというところに近づきたいと考えたわけでござります。

○江田委員 時間がだんだんたつていつております。

摘要がございましたように、昨年十一月の審議会の中間答申にも指摘されてござるところでございまして、また、こういった労働時間の短縮を進めることが、中小小売商業における労働力の確保にも極めて重要なテーマになるわけでござりますので、非常に重要な問題と認識をしているわけでござります。ただ、消費者サイドからの要望もございまして、営業時間を長くしていく必要があるということに相なりますと、これはむしろ時短とは逆の方向を目指さなければいけないということで、一種のジレンマに陥るわけでござりますけれども、何とかその辺を調整していく必要があります。ふうに思つておられるわけでございます。

具体的には、パートタイマーを効果的に活用するとか、あるいは時差勤務制を活用するとか、個々のお店での工夫もございますが、また、商店街振興組合などの組合全体で共同で取り組んでいくという問題につきましても、営業日をどうするか、あるいは開店時間、閉店時間をどうするかというような問題もございまして、これらを組合のベースでいろいろと研究していただきたいというふうに思つておられるわけでございます。

そのような観点から、政府といたしましては、通産省、労働省が一緒になりまして現在国会に御提案申し上げているわけでございますが、いわゆる中小企業労働力確保法におきましては、福利厚

生施設あるいは時短のための施設等々を組合単位で実行する場合に、計画ベースあるいは実際の設備の導入等につきまして手厚い助成をしていくことになります。また、その計画づくりに際しましても、いろいろ各種のアドバイザーも用意しておりますので、そういうアドバイザーの方々の指導、あるいは私どもとしても組合ぐるみの労働環境の改善のための調査事業等への支援の強化等々に対応を図っていく考え方でございます。

○藤井説明員 お答えいたします。

今中小企業庁の方でお答えいただきましたように、労働省いたしましては、ただいまの国会に提案申し上げております中小企業労働力確保法案案、この中で中小企業の労働時間短縮を一つの柱として掲げているところでございます。これを軸にきめ細かな指導をさせていただきたいと思っております。このところでございます。

ちょっとときようは担当者が来ておりませんので、こういつたお答えで勘弁していただきたいと思います。

○江田委員 いい答弁をいたしました。

もう一つ、この国会の重要な法案である育児休業法案、これがございます。まだもともとしているところなんですが、もしこれが成立したとなると中小企業への配慮というのが問題になります。これはしかし、進めていかなければならないことだろうと思いますが、育児休業制度、これは中小売業はどういうふうに進めていこうとお考えでしようか。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、育児休業制度を整備いたしまして意欲ある女性に働きやすい職場環境を与えるということは非常に重要なことだと考えておりまして、このような考え方のもとに、御指摘のようないいことを今国会に提出申し上げた次第でございます。しかしながら、この育児休業制度の導入に伴いまして、当然のことながら中小企業の事業者には雇用管理の面で負担が伴うわ

けでございます。極めて魅力ある職場づくりのためには重要な制度ではありますけれども、同時に、

非常に零細な中小企業者につきましては、直ちにこれを導入するということになりますと、その負担というのも考慮しなければならない。

かかる考え方方に立ちまして、現在御提案申し上げております法案の中で、附則で、三十人以下の事業所については三年間の猶予期間というものを設けておりまして、その間に各種の円滑な導入に向けて準備を行っていく、こういう考え方を

とっておりまして、我々中小企業庁いたしましても、こういう三十人以下の事業所に係る中小企

業の事業主に対しましては各種の指導支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○藤井説明員 労働省としてお答え申し上げたい

と思います。

現在、参議院で育児休業等に関する法律案を御審議いただいております。この中では、三十人以下

の事業所につきましては三年間の適用猶予といふことで、その間に、しかしながらなるべく早く導入をしていただきことが必要かと考えております。

○江田委員 の指定は強い指定にはなっておりませんが、今回

の特定商業集積の整備とゾーニングとの関係ある

いは用途地域との関係について、これはどういうふうにお考えなのか説明してください。

○棚橋政府委員 私ども建設省、自治省とのい

ういの調整で今回この特定商業集積法をお出し

するわけですが、内外の要請で流通構造も大幅に変わってきており、消費者ニーズも

高まっているところで、また、一つの街の顔である商店街を高度商業集積の形等で育成していくべきでございますが、今回私どもは、都市計画

さて、またちょっと話を変えまして、街づくり

ということについて伺います。

今回の五法案では街づくりということが議論になつております。ヨーロッパでは、都市計画の中

でゾーニングという手法などを用いて土地利用を規制していく、商業地域の用途区分をきちんとやつて詳細な計画もつくる街づくりをやっていくわけですね。この小売店舗の法的規制について

は、なるべく競争を確保しないかなければということから、ゾーニングということに対する消極論もあるようですね。しかし、一方で私たちの国では

都市計画法の中にきちっと用途地域の指定もある。我が国も決してゾーニングと無縁なわけではありません。余りこの都市計画法の用途地域

の指定は強い指定にはなっておりませんが、今回

の特定商業集積の整備とゾーニングとの関係ある

いは用途地域との関係について、これはどういうふうにお考えなのか説明してください。

○棚橋政府委員 私ども建設省、自治省とのい

ういの調整で今回この特定商業集積法をお出し

するわけですが、内外の要請で流通構造も大幅に変わってきており、消費者ニーズも

高まっているところで、また、一つの街の顔である商店街を高度商業集積の形等で育成していくべきでございますが、今回私どもは、都市計画

の中で商業対策というのも当然勘案されてきるわけですが、今回私どもは、都市計画

事業と大型店の出店等高度商業集積整備を総合的に推進するという観点で特定商業集積法案を提出しておるわけでございますが、そういう点で御理解をいただきたいと思います。

○江田委員 婦人福祉課長、予算要求は私どもも応援しますので、これはぜひ頑張ってください。

やはり今一・五七ショックというわけで、本当にこのようないいことを思っているところでございます。

さるに、こういつた育児休業制度が猶予期間中にも一日も早く導入されますように、こういつた

事業所の事業主に対する制度導入促進のための助成措置、これを平成四年度予算の中で要求してま

りたいと考えているところでございます。

○江田委員 婦人福祉課長、予算要求は私どもも

うに理解してよろしいですか。

○内藤(熟)政府委員 ゾーニングとの関連でございますけれども、先ほどヨーロッパの制度がどうこうというコメントは、その国の都市化の状況とかその都市における土地利用の状況とか、都市政策の基本的な考え方の違いいろいろかと紹介がございました。基本的に、ヨーロッパの制

度がどうこうというコメントは、その国の都市化の状況とかその都市における土地利用の状況とか、

専などにつきましては大規模な商業集積はつくれないことが多いです。余りこの都市計画法の用途地域

の規定を行つておられるわけではありません。ただ、

ゾーニングにつきましては、先生おっしゃいましたように、ドイツのような、そう限定的な土地利

用規制を行つておられるわけではありません。ただ、

ゾーニングにつきましては、先生おっしゃいましたように、一種住専、二種住

専などにつきましては大規模な商業集積はつくれないことが多いです。余りこの都市計画法の用途地域

の規定を行つておられますから、それ

以外の場所ではつくり得る。

しかしながら、私どもとして、基本的に商業集積ですから、商業地域とか近隣商業地域とか、

そういうところに誘導したいところがすべてだめかと

されども、それ以外のところがすべてだめかと

いう話につきましては、我が國の場合には必ずしもそう限定はしております。具体的な商業機能が

一種住専、二種住専以外のようなどころでは設置

し得るということがございます。したがいまして、我が國の都市計画制度のもとではそういうこと

きたい、こういうこととこの法案を御提出しているわけですが、内外の要請で流通構造も大幅に変わるべきでございます。従来も建設省を中心とした都市計画の中でも商業対策というのも当然勘案されてきましたわけですが、今回私どもは、都市計画

計画の中でも商業対策というのも当然勘案されてきたわけですが、今回私どもは、都市計画

事業と大型店の出店等高度商業集積整備を総合的に推進するという観点で特定商業集積法案を提出しておるわけでございますが、そういう点で御理解をいただきたいと思います。

○江田委員 ちょっともう少し確認をしておきた

いのですが、そつすると、特定商業集積というこ

とは原則として商業地域あるいは近隣商業地域と

いうことに限られるべきで、第一種居住専用地域、第二種居住専用地域とかあるいは居住地域、こう

いうものは特定商業集積の場としては地域的に好ましくない、そういうお考えをお持ちだというふ

うに理解してよろしいですか。

○内藤(熟)政府委員 本法に基づく特定商業集積

地域に限定する方向で指導していきたいと思つております。

○江田委員 最後、今回の法案で街づくりということについて、これは街づくりというのは通産省所管か所管でないか微妙なところがもしれませんが、基本的に通産省、通産大臣として街づくりということについてどのようなお考えで対応をされようとしているのか。商業活動の調整ということだけなのか、いやもつとやはり歴史といろいろなこれまでの人々の、住民の営みの中で街づくりがされてきている、それはそれで尊重しながら、しかしよりよい街づくりのために通産省としても基本的なお考えがあるということなのか、これは大臣にぜひ最後にお答えいただきたいと思います。

○中尾国務大臣 商業は、地域住民の日常生活に直結した産業でございまして、交通、環境等地域社会全体との調和を図りながら発展していくことが肝要である、このような認識に立つものでございます。また、商業そのものは街の重要な構成要素となっておりまして、都市計画の推進に当たりましては商業集積のあり方に十分な配慮が、これまた必要だと思っております。

このように都市計画と商業集積のあり方とは相互に密接に関連がございまして、大店法の規制緩和という我が国流通構造の構造変化のもとで、都市計画事業、大型店の出店あるいはまた商業集積整備等を総合的に推進する必要があると考えるのでございます。このような観点から、特定商業集積と公共施設と一体的に整備することによりまして、商業の振興あるいはまた良好な都市環境の形成を図るために特定商業集積整備法案を提案いたし、また審議いただいてきたところでございました。本法案に対しましては、商業集積を核としたしました街づくりとしての地方公共団体、地元商業関係者、流通企業等からの関心と期待が現在非常に高く寄せられているところでございます。

○内藤(勲)政府委員 恐縮でございます。先ほどお表現、ちょっと穢当を欠いたかなと思いました。以上でございます。

四〇

高度商業集積、これは基本的に商業集積ござりますから、現在の用途規制の関係では商業地域近隣商業地域、そういうふたところを想定していることでございますが、限定という表現を使つて、ちょっと使つたものですから、そういう方向で指導してまいりたいのですが、住居地域などでもいろいろの手法を講ずれば商業集積が可能な場合がございますので、それはあり得る。ちょっとと言葉の修正でございますが、限定という表現では必ずしも適切でないということで、修正させていただきます。

○江田委員 どうも実は、質問しないのにまた答弁されて、よくわかりませんが、いずれにしても時間が来ましたので、終わります。

○奥田委員長 以上で内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び中小小売商業振興法の一部を改正する法律案の各案に対する質疑は終了いたしました。

議事を進めます。

これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。甘利明君。

○甘利委員 私は、自由民主党・公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、ただいま議題となりました二法律案について賛成の討論を行ふものであります。

御承知のとおり、これまで大規模小売店舗の出店調整につきましては、いわゆる大店法の運用として、省令に基づき地元に設置される商業活動調整協議会に具体的調整の実質的部がが多くむだなられ、地域の中大小売業者との利害調整が難航しその処理がいたずらに長期化する等の弊害がしばしば見られたところであります。

こうした中で、臨時行政改革審議会等の場において規制緩和の必要性が指摘され、また、外国からも出店希望の円滑な実現を求める等、内外から大店法による調整手続の改善の要請が高まつてゐたところであります。

○奥田委員長 鈴木久君。
○鈴木(久)委員 私は、日本社会党・護憲共同を
代表いたしまして、ただいま議題となつております
す政府提出に係る大規模小売店舗における小売業
の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する
法律案並びに輸入品専門賣場の設置に関する大規
模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關
する法律の特例に関する法律案に反対の討論を行
うものであります。
以下、反対の理由を端的に申し上げたいと存じ

提案されております改正案におきましては、法
本来の趣旨にのっとり、処理期間の短縮、調整手
続における公正の確保等の観点に立って、大規模
小売店舗審議会に実質的調整機能をゆだねるとの
立場から、その審議に消費者等の意見を反映させ
ることを明確化するほか、都道府県知事の所掌範
囲を拡大するとともに、地方自治体の独自規制の
適正化を求めるなどとされております。
こうした措置をとることによりまして、出店調
整手続の迅速性、透明性、明確性が確保され、また
消費者利益の増進が図られ、大型店について適正
な出店調整が行われることが期待されるところで
あります。
また、これに関連して、小売商業振興法の改正
案と予算措置等により、意欲ある中小小売業者に
対し、積極的に支援することともされたところで
あり、これらの諸措置は一体として極めて適切な
ものと考えます。
次に、輸入品専門売場設置の特例法は、各國か
ら求められている我が国市場開放の努力の一環と
して、外国の消費財の参入をさらに促進し、消費
者の選択の幅を拡大するため、当分の間、大店法
の特例を設け輸入品売り場の増大を図るものであ
り、我が国を取り巻く現在の環境のもとでは、極
めて時宜にかなつた適切なものであると考える次
第であります。

第一の理由は、既に実施されております規制緩和措置と今回の法改正は、猛烈な勢いで進んでいる大資本、大型店による小売業の系列化と、中小小売業の圧殺につながるものであり、地域独自の文化や歴史を持った地場商店の経営が存亡の危機に立たされております。大店法の法的目理であるはずの大型店と中小小売業の共存共榮など到底望めないからであります。

第三は、調整のあり方についてでありますが、悪評の高い商調協を廃止したことは、それなりの理由があると思いますが、依然として国が一律の調整を行う方向に変わりではなく、また都道府県の大店審の設置義務がないことは大変問題であります。さらに、審議調整が公平で、しかも公開の原則が十分に保障されるのかどうか。また、自治体による独自規制を一切許さないというのは、余りにも強権的であります。世界の趨勢の街づくりの観点によるゾーニング規制という流れにこれまで逆らうものであると考えます。

○奥田委員長 次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の両案について議事を進めます。

これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大畠章宏君。

○大畠委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、ただいま議題となつております特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する賛成の討論を行ふものであります。

我が国では、商店街、商業集積といふものは、いわば街の顔として、地域住民の生活文化において重要な役割を果たしてきております。ところが、昨今の消費行動の変化、労働力不足、大型店舗の地方進出などにより、小売商業をめぐる環境は大きく変容しつつあります。今回提出されている両法案の趣旨は、こうした環境変化に対応し、街づくりの観点も取り入れながら、中小・小売商業の基盤強化を図ろうということがあります。速やかに成立させ、具体的な事業に着手すべきものであります。

まず、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案につきましては、大型店舗の地方進出に

対応した地域中小・小売商業の振興に積極的に活用することができます。これにより、総合的な特定商業集積の展開が図られ、地域の活性化が期待できること、また市町村がその基本構想を作成することができるなどとされています。これにより、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、小売商業の高度化を図るために共同駐車場、コミュニティホールなどの施設や食品の生産、流通の円滑化などのための基

盤施設の充実が期待できるという点を評価するものであります。

なお、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案を施行するに当たっては、次の点に留意することが必要と考えます。

第一に、本法に基づく事業を円滑に進めるため、各主務大臣が密接に連携し、速やかに基本指針を定め、公表すること。

第二に、市町村の基本構想作成に当たって、地域住民、消費者の意向を十分反映させるなど地域のコンセンサスを得るよう努めること。

第三に、特定商業集積の整備に当たって、周辺中小・小売業者が優先的に参画し得るようになると、また、その後の施設運営についても、中小事業者等に係る諸施策の実施に当たっては、当該基本構想に十分配慮すること、などであります。

以上、本二法案に対する主な賛成の理由をその留意点とあわせて申し述べましたが、両法案は現に全国の多くの地方自治体や商店街関係者から大きな期待が寄せられていると伺っております。

その事業が速やかに、かつまた適切に実現されることにより、これらの声にこたえることができる

ことを期待し、賛成討論を終わります。(拍手)

○奥田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党を代表し、特定商業集積促進特別措置法案、民活法一部改正案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、二つの法案に共通する最大の問題点であります。が、國、地方自治体の公認で、

大手開発業者や流通企業は、國、地方自治体の公認でスマートに開発、出店できるだけでも大変な利益を受けるのであります。その上、これら大企業に對し、地域住民や国民の負担で、これまで企業が自前で整備してきた駐車場やイベント広場、スポーツ施設などのコミュニティ施設まで補助金やNTT無利子融資、巨額の公共事業費を投入して整備し、国税、地方税の減免措置まで講じようとしているのです。大店法の規制緩和に便乗した、我が国で初めての流通大企業支援法をと

ても認める事はできません。

第三は、共存共榮どころか、中小商店、既存の商店街に重大な打撃となることです。

今調整が進められている大型店出店計画だけでも、中小商店や既存の商店街に深刻な影響が懸念されているのであります。その上、本法案により、大規模ショッピングセンターを次々に建設することとは、中小商店、既存の商店街に一層重大な打撃をもたらさざるを得ません。地域経済の発展や伝統行事、文化の継承、発展はもとより、地域の雇用でも中心的役割を果たしてきた中小商店がつぶれ、商店街が寂れるることは取り返しのつかない損失であります。

民活事業が、大企業、大都市中心で、地域間の経済格差を拡大することも重大です。

以上、二法案に強く反対し、討論を終わります。

(拍手)

○奥田委員長 これにて討論は終局いたしました。

今年末にはそれらが一気に出店可能となり、大型

店の出店ラッシュは重大な社会問題となつてまいります。規制緩和の影響がかくも深刻化しつつあると

なぜわざわざ通産、建設、自治大臣と市町村、都道府県の公認で大手流通企業の店舗を核とした大規模ショッピングセンターの建設を促進するのか、到底認めるとはできません。

第二は、地域住民の負担で大手流通企業や開発業者の利潤追求を支援することです。

大手開発業者や流通企業は、國、地方自治体の公認でスマートに開発、出店できるだけでも大変な利益を受けるのであります。その上、これら大企業に對し、地域住民や国民の負担で、これまで企業が自前で整備してきた駐車場やイベント広場、スポーツ施設などのコミュニティ施設まで補助金やNTT無利子融資、巨額の公共事業費を投入して整備し、国税、地方税の減免措置まで講じようとしているのです。大店法の規制緩和に便乗した、我が国で初めての流通大企業支援法をと

ても認める事はできません。

第三は、共存共榮どころか、中小商店、既存の商店街に重大な打撃となることです。

今調整が進められている大型店出店計画だけでも、中小商店や既存の商店街に深刻な影響が懸念されているのであります。その上、本法案により、大規模ショッピングセンターを次々に建設することとは、中小商店、既存の商店街に一層重大な打撃をもたらさざるを得ません。地域経済の発展や伝統行事、文化の継承、発展はもとより、地域の雇用でも中心的役割を果たしてきた中小商店がつぶれ、商店街が寂れるることは取り返しのつかない損失であります。

民活事業が、大企業、大都市中心で、地域間の経済格差を拡大することも重大です。

以上、二法案に強く反対し、討論を終わります。

(拍手)

○奥田委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、甘利明君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合五派共同提案による附帯決議付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。竹村幸雄君。

まず、案文を朗読いたします。

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、特定商業集積の整備を円滑に進めるため、主務大臣間の密接な連携のもとで各省の施策の一

体的な活用を図ることとし、本法施行後速やかに基本指針を公表するとともに、基本構想の承認手続にいたずらに時間を費やすこととならな

いよう努力すること。

二、市町村長が基本構想を作成するに当たっては、駐車場、公衆トイレその他必要な施設の適切な配置に努めるとともに、法第五条第六項に

より商工会議所又は商工会の意見を聽くことのほか、地域住民の利便の向上のために適切な街づくりに資するものとなるよう、地域住民の意

向を十分反映させるよう努力すること。

三、基本構想が関係中小・小売商業者の活性化に資するものとなることを確保するとともに、特定商業集積に参画する中小事業者の意見がその施設の運営に十分反映されるよう措置すること。

四、承認された基本構想を円滑に実現させるた

本案について採決いたします。

○奥田委員長 起立多数。よって、本案は原案の〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

め、その商業施設等を地域の実情に合致したものとするとともに、当該地域における商業施設等に係る諸施策の実施に当たり、承認された構想に十分配慮すること。

ついて採決いたします。

○奥田委員長 起立總員。よつて、本案は原案の
ごとく可決すべきものとす。

事業者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を図るため、今般、本法律案を提案した次第であります。

商標法の一部を改正する法律案

商標法の一部を改正する法律

商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第一條の見出しが「(定義等)」に改め、同条第

一項中、「業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用をする」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える

一業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者が
その役務について使用する。(前号ニ品)

その従者はついで便用をするもの（前号に掛けるものを除く。）

改め、同項第二号中「附した」を「付した」に、「同

「引き渡し」を「引き渡し」に、「引渡」を「引渡し」に、「又は輸入する」を「又は輸入する」に

改め、同項第三号中「商品」の下に「又は役務」を
加え、「附して」を「付して」に、「又は頒布する

を「又は頒布する」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

三、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（農産物、又は貿易品）度十物を

利用に供する物（譲渡し又は貸し渡し物を含む。以下同じ。）に標準を付する行為

四 徒歩の操作は当然その操作を受ける者の利用に供する物に標章を付したもの用いて

五 役務を提供する行為

当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したもの役

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の 務の提供のために展示する行為

当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
第二条に次の二項を加える。

この法律において、商品に類似するものの範

第一類第九號

お従前の例による。

6 第二項の規定により従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後六月経過前の使用による役務に係る商標の使用をする権利)

第三条 この法律の施行の日から六月を経過する前から日本国内において不正競争の目的でなく他の登録商標（この法律の施行後の商標登録出願に係るもの）に係る指定役務又は指定商品若しくは指定役務に類似する役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の日から六月を経過する際現にその商標の使用をしてその役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対して、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示をすべきことを請求することができる。

3 前二項の規定は、防護標章登録に基づく権利（施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例）

第四条 この法律の施行の日から六月間にした商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号及び第十三号に係る部分に限る。）及び第八条第一項の規定は、適用しない。

3 前項の商標登録出願についての新法第八条第二項の規定については、当該商標登録出願出願者（新法第八条第一項に該当することを証明するため必要な書類を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ

頃は同日にしたものとみなす、かつ、同項中「商品又は役務」とあるのは、「役務」とする。

（使用に基づく特例の適用）

第五条 自己の業務に係る役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとする者は、

この法律の施行の日から六月間にその商標について当該役務を指定役務として商標登録出願をするときは、当該商標登録出願について、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願（以下「特例商標登録出願」という。）についての新法第四条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの（自己の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。）」とする。

3 前条第三項の規定により同日にしたものとみなされた同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録出願がある場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが特例商標登録出願であるときは、同項の規定により読み替えられた新法第八条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第五条第二項に規定する特例商標登録出願の商標登録出願人（当該特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの特例商標登録出願の商標登録出願人）」とする。

4 特例商標登録出願による商標登録出願の変更又は第二項の規定による商標登録出願の変更があったときは、もとの商標登録出願についてした使用に基づく特例の適用の主張及び第一項の規定による書類の提出は、その主張の取下げがあつた場合を除き、新たな商標登録出願についてしたものとみなす。

5 特例商標登録出願により生じた権利について新法第十三条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第三十四条第四項又は第五項の規定による承継の届出があつたときは、その承継が当該指定役務に係る業務とともにされたものである場合を除き、使用に基づく特例の適用の主張は取り下げられたものとみなす。

6 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

第七条 特例商標登録出願の拒絶の査定についての新法第十五条の規定の適用については、同条

い。中「商標登録出願が次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「商標登録出願が商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第六条第一項の規定により提出された書類によつては同項各号に該当するものとは認められないとき、同法附則第五条第一項の規定による

役務について使用をしているものであること。

2 その商標登録出願に係る指定役務が前号の役務に含まれるものであること。

3 その商標登録出願に係る商標登録を受けた者が前項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、使用に基づく特例の適用の主張は、初めからなかつたものとみなす。

4 特例商標登録出願について新法第十一条第一項の規定による商標登録出願の分割があつたときは、もとの商標登録出願についてした使用に基づく特例の適用の主張及び第一項の規定による書類の提出は、その主張の取下げがあつた場合を除き、もとの商標登録出願及び新たなる商標登録出願についてしたものとみなす。

5 特例商標登録出願による商標登録出願が変更があったときは、もとの商標登録出願により生じた権利が指定役務に係る業務とともに承継された場合においては、当該商標登録出願の時の商標登録出願人（以下同じ。）がその商標登録出願前から日本国内において指定役務についてその登録商標の使用をしていなかつたとき若しくは使用をしていなかつたとき若しくは使用をしていた場合においては、商標登録が次の中「商標登録出願が第三条」とあるのは、「商標登録が次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「商標登録が商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第六条第一項の規定により提出された書類によつては同項各号に該当するものとは認められないとき、同法附則第五条第一項の規定による

正競争の目的で行われていたとき、又は商標登録出願が次の各号の一に該当するとき」ととする。

6 特例商標登録出願に係る商標登録出願人が商標登録を受けた者がその商標登録出願前から日本国内において指定役務についてその登録商標の使用をしていなかつたとき、商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継した者であつて、指定役務に係る業務とともに承継しないものの商標登録出願に対してされたとき、又は商標登録が次の中「商標登録が第三条」とあるのは、「商標登録が次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「商標登録が商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第六条第一項の規定により提出された書類によつては同項各号に該当するものとは認められないとき、同法附則第五条第一項の規定による

正競争の目的で行われていたとき、又は商標登録出願が次の各号の一に該当するとき」ととする。

7 特例商標登録出願に係る商標登録出願人が商標登録を受けた者がその商標登録出願前から日本国内において指定役務についてその登録商標の使用をしていなかつたとき、商標登録が次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「商標登録が商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第六条第一項の規定により提出された書類によつては同項各号に該当するものとは認められないとき、同法附則第五条第一項の規定による

正競争の目的で行われていたとき、又は商標登録出願が次の各号の一に該当するとき」ととする。

8 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

9 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

10 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

11 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

12 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

13 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

14 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

15 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

16 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

17 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

18 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

19 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

20 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その特例商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取り下げるができない。

（存続期間の更新登録の特例）

第八条 特例商標登録出願に係る同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標がある場合においては、それらの登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録については、新法第十九条第二項ただし書第一号に該当するものと

二 前項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標となつてゐるとき」とする。

三 第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標となつてゐる登録商標について商標権の存続期間の更新登録がされたときは、その更新登録についての新法第四十八条第一項の審判は、商標権の存続期間を更新した旨の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

4 前項に規定する場合において、当該商標権の存続期間の満了の際現にその登録商標が同項各号の一に該当する者の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、同項の規定にかかわらず、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

使用であつて商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるものとしたとき、又は「と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。

ノ信用ヲ害シタル者又ハ同条第一項第六号ノ行為ヲ為シタル者」とあるのは「前条第一項第二号ノ行為ニ因リ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者ノ商業上ノ信用ヲ害シタル者」と、「被害者」とあるのは「被害者タル他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第五条第二号中「第一条第一項第一号又ハ第二号」とあるのは「第一条第一項第二号」とす

5 前二項の規定は、商標権の存続期間の更新登録を無効にする旨の審決が確定した場合に準用する。この場合において、第三項中「他の拒絶理由がある場合」とあるのは、「他の無効的理由がある場合」と、同項及び前項中「当該商標権の存続期間の満了の際」とあるのは、「新法第十八条第一項の審判の請求の登録の際」と読み替えるものとする。

6 附則第三条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

2 前項における「登録商標の使用」には、前条第一項の規定を準用する。
(証明等の請求についての特例)
第十二条 この法律の施行の日から六月間は、新法第七十二条(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号))第十二条第三項において準用する場合を含む。)中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第

(混同を防ぐための表示)
第九条 前条第一項に規定する場合において、そ
の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者
又は通常使用権者の指定役務についての登録商

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第六条の規定にかかわらず、同法第一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一条ノ一第一項及び第四項並びに第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一

例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第三項において準用する場合を含む。）中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法」の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願に係る書類（特許庁長官が特に認める場合を除く。）又は公の秩序若しくは善良の風俗とする。

標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益（当該地の登録商標の使用をしている指定役務に係るものに限る）が害されるおそれのあるときは、当該他の

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第六条の規定にかわらず、同法第一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一条ノ二第一項及び第四項並びに第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項中「虞アル者」とあるのは「虞アル他ノ登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第号）附則第八条第一項ニ規定スルニ以上ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商

例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第三項において準用する場合を含む。）中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法」の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願に係る書類（特許庁長官が特に認める場合を除く。）又は公の秩序若しくは善良の風俗」とする。
（種苗法の一部改正）
第十三条 種苗法（昭和二十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次

登録商標に係る専用使用者は専用使用権者に當該の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐことの適当な表示に対するべき

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第六条の規定にかわらず、同法第一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一条ノ二第一項及び第四項並びに第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項中「虞アル者」とあるのは「虞アル他人の登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第八条第一項ニ規定スルニ以上ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商標ヲ謂フ以下同ジ）ニ係る商標権者又は専用使用権者」と、同項第一号中「他人ノ氏名、商号、標章其ノ他人ノ営業タルコトヲ示ス表示」とあるのは「他人の登録商標」と、「使用シテ他人ノ」

例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第三項において準用する場合を含む。）中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法」の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願に係る書類（特許庁長官が特に認める場合を除く。）又は公の秩序若しくは善良の風俗」とする。

（種苗法の一部改正）

第十三条 種苗法（昭和二十一年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

とを請求することができる。
(商標登録の取消しの審判の特例)

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第六条の規定にかかるらず、同法第一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一条ノ二第一項及び第四項並びに第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項中「虞アル者」とあるのは「虞アル他ノ登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第
律第一号）附則第八条第一項ニ規定スルニ以上ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商標ヲ謂フ以下同シ）ニ係ル商標権者又は専用使用権者」と、同項第一号中「他人ノ氏名、商号、標章其ノ他他人ノ営業タルコトヲ示ス表示」とあるのは「他ノ登録商標」と、「使用シテ他人ノ」とあるのは「使用シテ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第一条ノ二第一項中「前条第一項各号ノ一」とあるのは「前条第一項第二号」と、「害セラレタル者」とあるのは「害セラレタル者」²と、登録商標ニ係レ専用使用権者又は通常使用権者

例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第三項において準用する場合を含む。」中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法」の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願に係る書類（特許庁長官が特に認める場合を除く。）又は公の秩序若しくは善良の風俗」とする。

（種苗法の一部改正）

第十三条 種苗法（昭和二十二年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

（種苗法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした品種についての登録の出願についてはなお従前の例による。

前項に規定する出願に係る品種の名称を表示する旨要つて当該登録に付すことをつきつづけ

法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「商標権者が」とあるのは「商標権者が不正競争の目的で指定役務についての登録商標の

第十一條 附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第六条の規定にかかるらず、同法第一条第一項（第二号に係る部分に限る。）第一項及び第四項並びに第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同法第一条第一項中「虞アル者」とあるのは「虞アル他ノ登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第
律第一号）附則第八条第一項ニ規定スルニ以上ノ登録商標ノ中其ノ登録商標以外ノ登録商標ヲ謂フ以下同シ）ニ係ル商標権者又は専用使用权者」と、同項第一号中「他人ノ氏名、商号、標章其ノ他他人ノ営業タルコトヲ示ス表示」とあるのは「他ノ登録商標」と、「使用シテ他人ノ」とあるのは「使用シテ他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同法第一条第一項中「前条第一項第一号若ハ第二号ノ」第一項第一号若ハ第二号ノ」とあるのは「前条第一項第二号」と、「害セラレタル者」とあるのは「害セラレタル他ノ登録商標ニ係ル商標権者又ハ専用使用権者」と、同条第四項中「前条第一項第一号若ハ第二号ノ」第一項第一号若ハ第二号ノ」とあるのは「前条第一項第二号」と、「害セラレタル者」とあるのは「害セラレタル他ノ営業上ハ営業秘密ニ係ル不正行為ニ因リ他人ノ営業上

例に関する法律（平成二年法律第二十号）第十二条第三項において準用する場合を含む。」中「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標法」の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願に係る書類（特許庁長官が特に認める場合を除く。）又は公の秩序若しくは善良の風俗」とする。

（種苗法の一部改正）

第十三条 種苗法（昭和二十一年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

（種苗法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした品種についての登録の出願については、なお従前の例による。前項に規定する出願に係る品種の名称を表示する商標の当該品種の種苗についての使用について、新法第三十七条の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、当該品種の登録がされないことが確定したときは、この限りで

ない。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

第十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一十二条第一項中「現にその商標が自己の業務に係る商品」の下に「又は役務」を加える。

理由

近年における役務取引の著しい発展等にかんがみ、役務の提供者が自己の業務に係る役務と他人の業務に係る役務との識別のために使用をする商標を、商品について使用をする商標と同様に、登録制度の下で保護することにより、役務の提供者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年五月十日印刷

平成三年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P